

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
申請の手引き

福島県
令和7年8月

～ 目 次 ～

I	福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要	4
1	制定の背景	4
2	許可が必要な土砂等の埋立て等行為	4
3	関係者の責務	5
4	許可手続等の一連の過程	7
5	違反行為への罰則等	10
6	条例に関する問合せ先	10
II	土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項	13
1	申請者について	13
2	申請の手続について	13
3	本条例の許可を必要としない土砂等の埋立て等について	13
4	許可申請書の提出先について	19
5	土砂等搬入届出書、土壌検査報告書の提出先について	19
III	許可申請について	21
1	許可申請のフロー図	21
2	申請書類の作成	23
3	土砂等の埋立て等許可申請書（埋立て、盛土）の記載要領	23
4	土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）の記載要領	32
5	土砂等の埋立て等変更許可申請書の記載要領	37
6	土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の記載要領	38
IV	土砂等の埋立て等の許可後の手続きについて	43
1	許可を受けた者の施行から完了までの流れ	43
2	土砂等の搬入前の留意点	44
3	土砂等管理台帳の作成及び記帳	44
4	土砂等の埋立て等の定期報告	44
5	搬入中の土壌検査の報告	45
6	許可の内容の変更	46
7	土砂等の埋立て等の許可の譲受け等	47
8	土砂等の埋立て等の完了（廃止）の届出等	47
9	完了後の土壌検査の報告	47
V	土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告について	48
1	土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告が必要な方	48
2	土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告に係る書類の作成	48
3	土砂等搬入届出書の記載要領	50
4	土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告に係る試料の採取方法について	56
5	土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告に係る試料の分析方法について	58
VI	条例に関する構造基準	59
VII	様式記載例	60
	規則様式第1号 標識	61

規則様式第2号（その1） 土砂等管理台帳	62
要綱様式第1号 土砂等の埋立て等許可申請書	63
要綱様式第2号 誓約書	64
要綱様式第3号 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	65
要綱様式第7号 土砂等の埋立て等変更届出書	66
要綱様式第8号 土砂等搬入届出書（工事現場から搬入する場合）	67
要綱様式第8号 土砂等搬入届出書（再生土・改良土を使用する場合）	68
要綱様式第9号 土砂等採取元証明書	69
要綱様式第9-2号 土砂等売渡・譲渡証明書	70
要綱様式第10号 検査試料採取調書	71
要綱様式第11号 土壌検査報告書	72
要綱様式第12号 土砂等使用量報告書	73
要綱様式第14号 土砂等の埋立て等完了（廃止）届出書	74
要綱様式第17号 地位承継届出書	75

I 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

I 制定の背景

- 福島県では、県外から大量の土砂の搬入事案が相次いでおり、住民の皆さんから不安の声が寄せられています。このため、一刻も早く危険な土砂の搬入を規制し、同様の事案の発生抑止策を講じることが急務になっています。
- 令和3年7月に静岡県熱海市で起きた大規模土石流は盛り土に端を発した災害でした。こうした痛ましい災害を未然に防ぐため令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）が施行されましたが、法の適用には規制区域の指定が必要となります（令和6年9月に福島県全域が盛土規制法の規制区域に指定されました）。
- 本県では、盛土規制法の規制区域の指定の前に行ける限り早期に、土砂の崩落等による災害の発生の防止を図るための規制措置を講じ、県民の安全を確保するため、「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」といいます。）を制定しました。
- また、土壌汚染防止の観点から埋立て等に使用される土砂等及び埋立て等後の土地に係る安全性の確保を目的に土砂等の安全基準を新設する等の改正を行いました。

【条例】

公布：令和6年 3月 8日

施行：令和6年 6月 1日

【改正条例】

公布：令和7年 3月25日

施行：令和7年 8月 1日

【施行規則】

公布：令和6年 5月28日

施行：令和6年 6月 1日

【改正施行規則】

公布：令和7年 7月 日

施行：令和7年 8月 1日

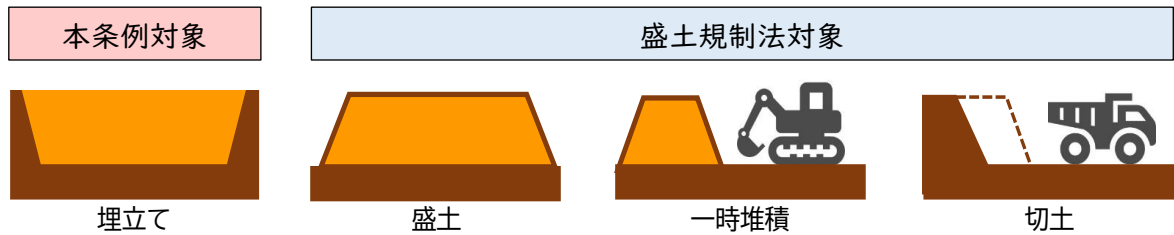
2 許可が必要な土砂等の埋立て等行為

(1) 許可の対象

土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は、許可の対象となります。なお、令和6年9月に福島県全域が盛土規制法の規制区域に指定されたため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における土砂等の埋立て等(土地の埋立てを除く。)については、盛土規制法で規制され、盛土規制法の許可が必要となるため、本条例の許可は不要です(条例第35条)。令和7年8月1日から、盛土規制法における規制区域内においても土地の埋立てのみ本条例の許可が必要となります。(盛土・一時堆積・切土は盛土規制法の許可が必要となります。)

また、本条例及び盛土規制法の許可を受けて行う事業で土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は土砂等の搬入の届出(条例第16条、18条、20条)及び搬入中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告(条例第17条、第19条、第21条)が必要となります。

- 本条例の許可を必要とする土砂等の埋立て
周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てる土地の埋立て行為が対象となります。



- 対象となる土砂等
土 砂：砂、礫^{れき}、砂質土、礫質土^{れき}、シルト、粘土などをいいます。
土砂等：土砂に混入又は付着している物や、再生土や改良土と称されるものも対象となります。

(2) 許可の適用除外となる土砂等の埋立て等

- ・ 同一区域内の土砂等を用いるもの
- ・ 国、県、市町村等が発注し、又は自ら行うもの
- ・ 採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの
- ・ 非常災害に必要な応急措置として行うもの
- ・ スtockヤード運営事業者登録規程の登録を受けて行うStockヤード運営事業に係るもの
- ・ 公共工事建設発生土の民間受入について知事の定める基準による登録を受けた土地で行うもの
- ・ 運動場、駐車場、農地などの施設の機能を維持するために行うもの
- ・ 土砂等の埋立て等の高さが30cm以下のもの
- ・ 陶器、ガラス、その他の製品を改造し、又は加工する原材料（改良土等を除く）として使うもの
- ・ 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等に係るもの
- ・ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第45条に基づき実施される汚染土壌の処分に係るもの

3 関係者の責務

(1) 土砂等の埋立て等を行う者

土砂等の埋立て等を行う際は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。

(2) 土砂等を搬入する者

土砂等の埋立て等に使用される土砂等の運搬を行う際は、運搬する土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければなりません。

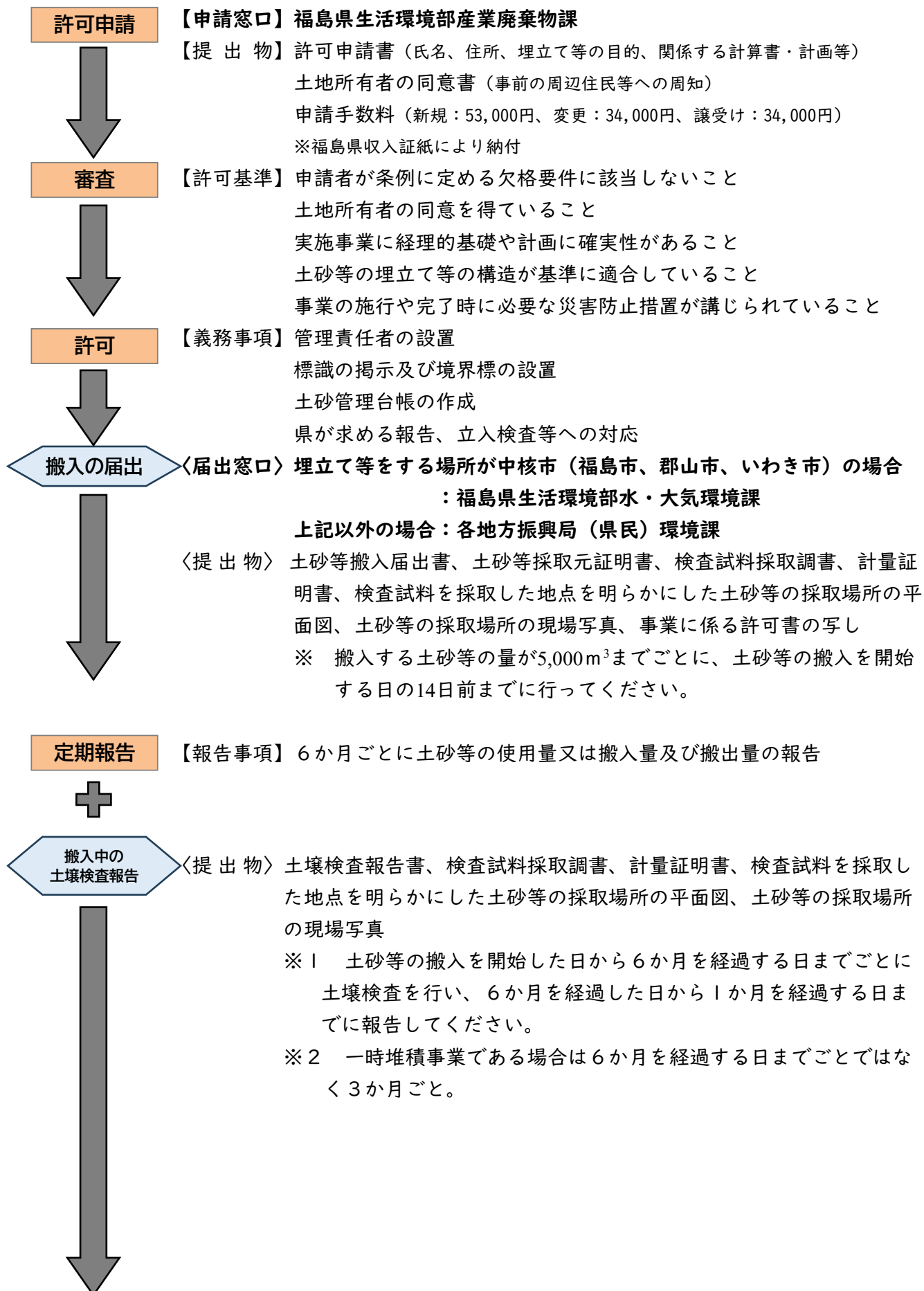
(3) 土地を所有している者

所有している土地で不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう、その土地を適正に管理するように努めなければなりません。

(4) 土砂等を発生させる者

建設工事に伴う土砂等の発生を抑制し、発生させた土砂等の有効利用に努めなければなりません。また、発生させた土砂等によって埋立て等が行われる場合には、それらを使用した埋立て等が適正に行われるよう、土砂等の埋立て等を行う者に協力しなければなりません。

4 許可手続等の一連の過程



完了届出

【届出事項】事業完了後、30日以内に届出



完了後の
土壌検査報告

〈提出物〉土壌検査報告書、検査試料採取調書、計量証明書、検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真

※1 検査試料の採取は、完了後、遅滞なく行ってください。

※2 完了後の土壌検査報告は、知事が別に指定する日までに行ってください。（試料採取から結果の報告まではおよそ1か月を見込んでいます。）

完了確認

【完了確認】県の担当職員による書類及び現地調査による適合性確認

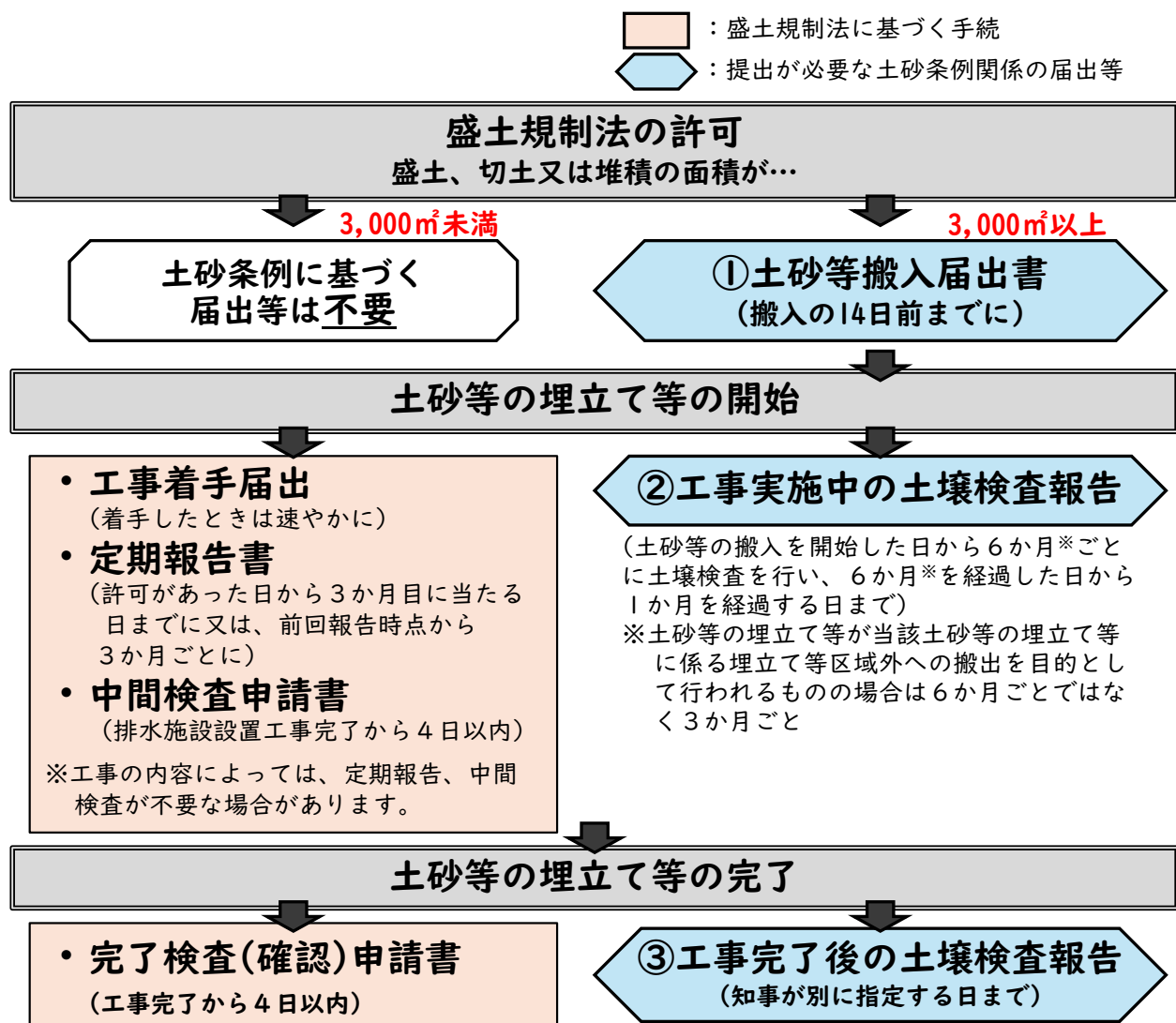
※窓口は以下のとおりです（PI0 6 条例に関する問合せ先 参照）。

 埋立の許可申請に係るもの：福島県生活環境部産業廃棄物課

 安全基準の届出に係るもの：福島県生活環境部水・大気環境課

【参考】盛土規制法のフロー

盛土規制法の許可を受けて行う事業で土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は土砂等の搬入の届出（条例第16条、18条、20条）及び搬入中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告（条例第17条、第19条、第21条）が必要となります。



※検査試料とする土砂等の採取は、工事完了後、遅滞なく行ってください。

〈盛土規制法関係の窓口〉

埋立て等をする場所が中核市（福島市、郡山市、いわき市）の場合

：中核市（福島市、郡山市、いわき市）

上記以外の場合：各建設事務所

〈土砂条例関係の届出窓口〉

埋立て等をする場所が中核市（福島市、郡山市、いわき市）の場合

：福島県生活環境部水・大気環境課

上記以外の場合：各地方振興局（県民）環境課

5 違反行為への罰則等

違反項目	罰則
無許可埋立て等及びこれらに対する措置命令違反等	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
許可基準違反に対する措置命令又は停止命令違反	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
土砂等搬入届出、土壌検査報告義務、 土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等	50万円以下の罰金
軽微変更届出、完了届出義務違反等	30万円以下の罰金

6 条例に関する問合せ先

(1) 福島県生活環境部産業廃棄物課（埋立ての許可申請について）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎10階

電話：024-521-7259

FAX：024-521-7984

電子メール：sangyou@pref.fukushima.lg.jp

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/>

(2) 福島県生活環境部水・大気環境課（安全基準の届出について）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎10階

電話：024-521-7258

FAX：024-521-7927

電子メール：mizutaiki@pref.fukushima.lg.jp

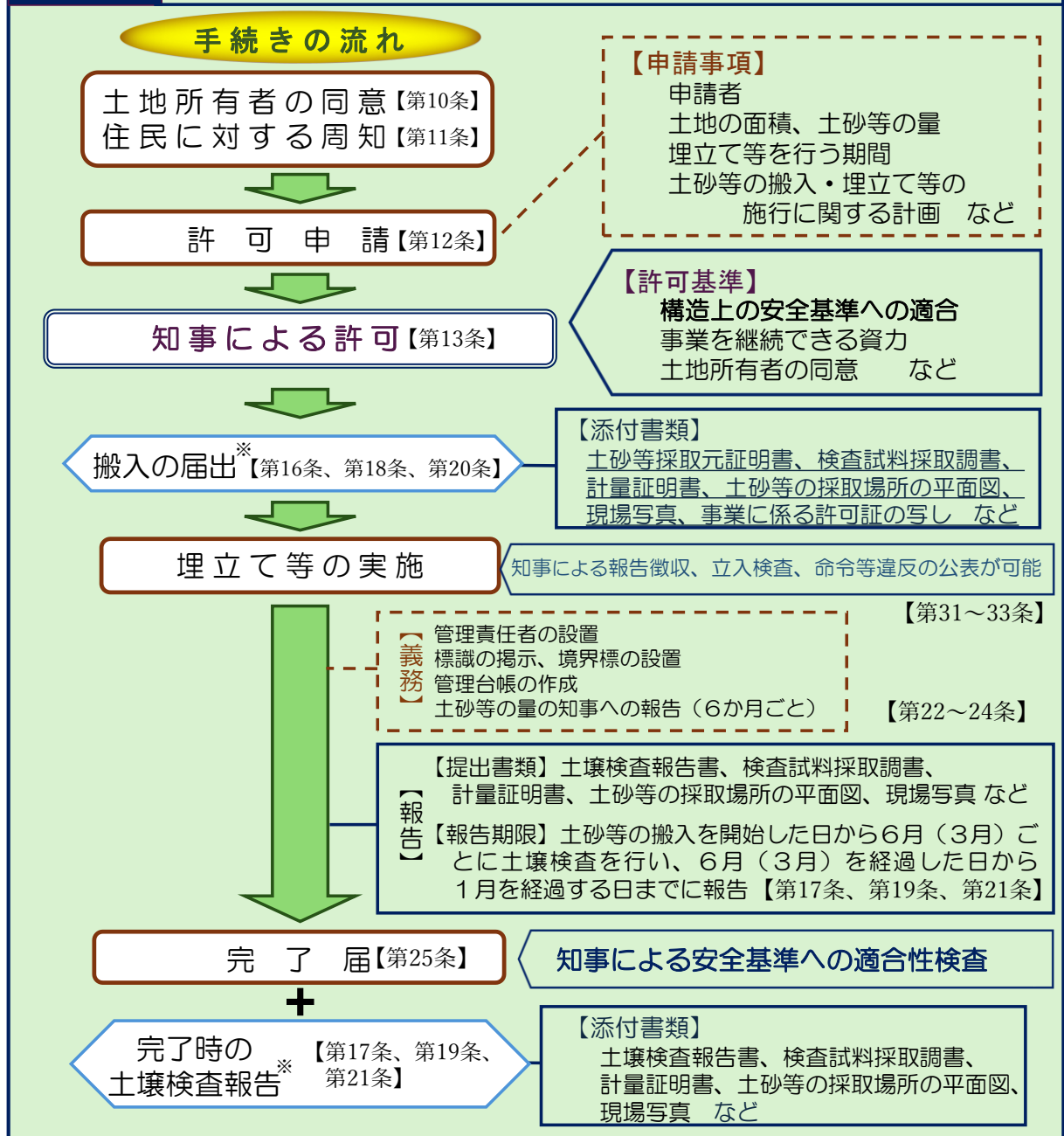
URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/>

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」制度概要

背景	本県では、県外から大量の土砂の搬入事案が相次いでおり、同様の事案に対して抑止策を講じることが急務となっています。
	このため、一定の土砂の埋立て、盛土等について規制措置を講じるための条例を制定します。

目的	土砂等の崩落等による災害の発生を図り、県民の安全を確保する。
-----------	--------------------------------

許可制度	面積3,000㎡以上の埋立て等（埋立て）が対象。【第9条】 ※令和6年9月に福島県全域が盛土規制法の規制区域に指定されたため、宅地造成等工事区域及び特定盛土等規制区域における土砂等の盛土その他の土砂等の堆積については、盛土規制法の許可が必要となり、本条例の許可制度の対象外【第35条】
-------------	---



※盛土規制法の許可を受けて行う事業でも、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は土砂等の搬入の届出、工事实施中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告が必要です。

安全基準

項目	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下	
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下	
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下	土壌1kgにつき水銀15mg以下
水銀及びその化合物のうちアルキル水銀	検液中にアルキル水銀が検出されないこと	
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下	土壌1kgにつきセレン150mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下	土壌1kgにつき鉛150mg以下
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下	土壌1kgにつき砒素150mg以下 なお、土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合には、土壌1kgにつき砒素15mg未満
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下	
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	検液中に検出されないこと	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下	
銅		土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合には、土壌1kgにつき125mg未満

行政処分、罰則

行政処分

【第28～29条】

停止命令

- ・災害の発生防止に緊急の必要性

措置命令

- ・安全基準不適合 など

許可取消

- ・義務違反、命令違反 など

罰 則

【第37～41条】

2年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

- ・無許可埋立、災害の発生防止の緊急の必要性による命令違反 など

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

- ・安全基準への不適合による命令違反 など

50万円以下の罰金
30万円以下の罰金

- ・その他の違反

施行期日等

【当初施行期日】 令和6年6月1日

【改正条例施行期日】 令和7年8月1日

Ⅱ 土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項

土地利用の形態等を問わず、埋立て等区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等を行う場合であって、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上であるときは、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受ける必要があります（条例第9条）。

また、条例第9条の許可を受けた方、盛土規制法第12条第1項の許可を受け、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の宅地造成等に関する工事を行う方及び盛土規制法第30条第1項の許可を受け、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事を行う方は、土砂等の搬入の届出（条例第16条、18条、20条）及び搬入中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告（条例第17条、第19条、第21条）が必要となります。

※1 土砂等の搬入の届出、搬入中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告が必要となるのは、改正条例が施行される令和7年8月1日以降に条例又は盛土規制法の許可申請を行い、許可を取得された方です。

※2 盛土規制法第12条第1項の許可を受けた方には、同法第15条第1項又は第2項の規定で第12条第1項の許可があったものとみなされた場合は含みません。同様に、盛土規制法第30条第1項の許可を受けた方には、同法第34条第1項又は第2項の規定で第30条第1項の許可があったものとみなされた場合は含みません。

Ⅰ 申請者について

申請者とは、条例第9条の許可を受けようとする者（土砂等の埋立て等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者）をいい、主体的に、かつ継続性を持って埋立て等を施行・管理する者である必要があります。

2 申請の手続について

（1）申請書

申請書の記載内容については許可の種類ごとの「様式記載例」を参考に作成してください。

（2）申請書の添付書類

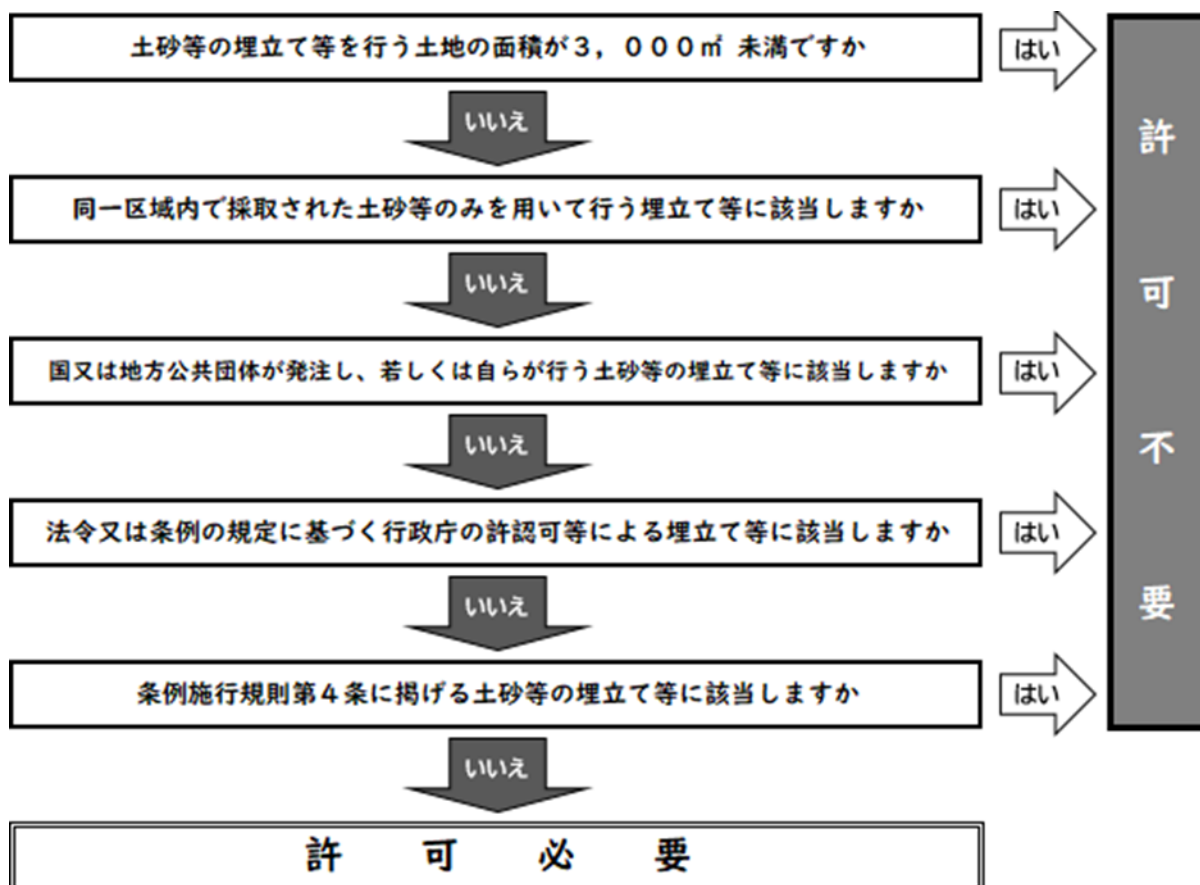
申請書の添付書類については許可の種類ごとの「必要書類チェック表」を確認し、添付漏れがないようにしてください。

なお、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容については、「Ⅵ 条例に関する構造基準」（P59）を参考に作成してください。

3 本条例の許可を必要としない土砂等の埋立て等について

許可の要不要を判断する際の主なスキームについては、次ページのとおりととなります。

なお、本条例の許可申請が不要な場合でも、盛土規制法における許可が必要な場合がありますので、盛土規制法を所管する部局（県都市計画課・県各建設事務所（いわき建設事務所を除く）・中核市（福島市・郡山市・いわき市））にご相談ください。



(1) 埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡未満である場合

ア 土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡未満である場合には条例第9条の許可は不要です。ここで、「土砂等の埋立て等を行う土地」とは「埋立て等区域」のうち、実際に土砂等が置かれる場所をいいます。

※「土砂等の埋立て等を行う土地」：実際に土砂等が置かれる場所

※「埋立て等区域」：埋立て等を行う土地に加えて、土砂等の搬入路、現場事務所、保安地帯等を含む区域

イ 当初の計画では、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡未満であっても、当該土地の面積が3,000㎡以上となることが明らかになった時点で条例第9条の許可の申請をする必要があります。

ウ 土砂等の埋立て等が行われる土地が複数あり、一団の土地と認められる場合であっても、その面積の合計が3,000㎡以上となる場合には、それぞれの土地の面積が3,000㎡未満であっても条例第9条の許可を受ける必要があります。一団の土地として扱われるかどうかについては個別の事情により総合的に判断されますので、福島県生活環境部産業廃棄物課までご相談ください。

(2) 同一区域内で採取された土砂等のみを用いて行う場合

同一区域内で採取された土砂等のみを用いて土砂等の埋立て等を行う場合には、土砂等の量が当該区域の許容量を大きく超えることはなく、適正な土砂等の埋立て等が可能と考えられるため、条例第9条の許可は不要です。なお、同一区域内といえるかどうかについては個別の事情により総合的に判断されますので、福島県生活環境部産業廃棄物課までご相談ください。

(3) 国又は地方公共団体が発注し、若しくは自らが土砂等の埋立て等を行う場合

国又は地方公共団体が土砂等の埋立て等を行う場合には、直接事業計画を策定し基準を遵守すると考えられるため、条例第9条の許可は不要です。また、国又は地方公共団体が土砂等の埋立て等を発注する場合についても、責任をもって事業を管理・監督するものであることから、同様に許可は不要です。

なお、「国又は地方公共団体が発注する土砂等の埋立て等」に該当する公共工事の範囲については、公共工事に関する仕様書において、建設発生土の搬出先や埋立て等の態様が明記され、国又は地方公共団体が埋立て等を管理・監督する場合は該当します。

さらに、国又は地方公共団体に準じる団体として、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」といいます。）第3条で定めた各種団体についても同様に、条例第9条の許可は不要となります。

【規則第3条で定めた各種団体】

- | | |
|----------------------|--|
| ・ 土地改良区及び土地改良事業団体連合会 | ・ 国立大学法人 |
| ・ 地方住宅供給公社 | ・ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害の発生を防止することができる者として知事が認めるもの |
| ・ 地方道路公社 | |
| ・ 日本下水道事業団 | |
| ・ 土地開発公社 | |
| ・ 東日本高速道路株式会社 | |
| ・ 公益財団法人福島県農業振興公社 | |
| ・ 独立行政法人 | |

(4) 他法令等の許認可等に基づいて土砂等の埋立て等を行う場合

規則第4条に規定する法令等の規定に基づく許可等を受けて行う土砂等の埋立て等及び規則第5条第1号に規定する森林法に規定する行為に係るものについては、条例第9条の許可は不要です。

規則第4条に規定される法令等の処分

法令又は条例名	条項	処分の種類
公有水面埋立法	第2条第1項	公有水面の埋立の許可
土地改良法	第95条第1項	土地改良事業の認可
漁港及び漁場の整備等に関する法律	第39条第1項	漁港区域内等における工事等の許可
港湾法	第37条第1項	港湾区域内等における工事等の許可
採石法	第33条	採取計画の認可
道路法	第24条	道路に関する工事の設計及び実施計画の承認
	第32条第1項	道路の占用の許可
	第91条第1項	道路予定区域内の行為に係る許可
農地法	第4条第1項	農地転用許可
	第5条第1項	農地転用許可（土地所有者から借地権等の設定を伴うもの）
都市公園法	第6条第1項	都市公園の占用の許可
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域内の占用の許可
	第8条第1項	海岸保全区域内の行為に係る許可
	第13条第1項	海外保全施設に関する工事の設計及び実施計画の承認
	第37条の5	一般公共海岸区域内での行為に係る許可
地すべり等防止法	第18条第1項	地すべり防止区域内の行為に係る許可
宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条第1項	宅地造成等工事規制区域内の宅地造成等工事の許可
	第30条第1項	特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可

河川法	第20条	河川工事又は河川の維持の承認
	第24条	河川区域内の土地の占用の許可
	第26条第1項	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可
	第27条第1項	河川区域内の土地における掘削等の許可
	第55条第1項	河川保全区域内の行為に係る許可
	第57条第1項	河川予定地における行為に係る許可
	第58条の4第1項	河川保全立体区域における行為に係る許可
	第58条の6第1項	河川予定立体区域における行為に係る許可
砂利採取法	第16条	採取計画の認可
都市計画法	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域内の開発行為に係る許可
	第29条第2項	都市計画区域及び準都市計画区域外の開発行為に係る許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項	急傾斜地崩壊危険区域内の行為に係る許可
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農業振興地域内での開発行為の許可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項	一般廃棄物処理業の許可
	第8条第1項 第9条第1項	一般廃棄物処理施設の（変更の）許可
	第14条第6項	産業廃棄物処理業の許可
	第15条第1項 第15条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設の（変更の）許可
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項	特別警戒区域内における特定開発行為の許可
土壌汚染対策法	第22条第1項 第23条第1項	汚染土壌処理業の（変更の）許可
福島県港湾管理条例	第3条第4項	港湾施設への工作物等の

		設置等の許可
福島県漁港管理条例	第 12 条第 1 項	県管理漁港施設の占用の許可
福島県砂防指定地等管理条例	第 4 条第 1 項	砂防指定地内の行為に係る許可

規則第 5 条第 1 号に規定される森林法に規定する行為

法令名	条項	該当する行為
森林法	第 10 条の 2 第 1 項	開発行為
	第 34 条第 2 項 (第 44 条における準用の場合を含む)	土地の形質変更

(5) 規則第 5 条第 2 号から第 6 号に掲げる土砂等の埋立て等を行う場合

次に該当する土砂等の埋立て等を行う場合は、条例第 9 条の許可は不要です。

ア スtockヤード運営事業者登録規程第 3 条第 1 項の登録を受けて行うストックヤード運営事業に係るもの

イ 公共工事建設発生土の民間受入について知事の定める基準による登録を受けた土地で行うもの

ウ 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行うもの

エ 土砂等の埋立て等の高さ（土砂等の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。）が 30 cm 以下のもの

オ 陶器、ガラスその他の製品を改造し、又は加工するための原材料[※]としての土砂等のみを用いて行うもの

※ 「製品を改造し、又は加工するための原材料」には、改良土及びその原材料を含みません。

カ 土壌汚染対策法第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等に係るもの

キ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第 45 条に基づき実施される汚染土壌の処分に係るもの

4 許可申請書の提出先について

申請書の提出先は、次のとおりです。

事前に電話により予約をされてから申請書をお持ちいただくか、簡易書留など確実な方法で郵送により提出してください。

また、申請書類や図面の記載方法など事前相談を希望される場合は、事前に電話により予約をされてからご来庁をお願いします。

福島県生活環境部産業廃棄物課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎10階

電話：024-521-7259

5 土砂等搬入届出書、土壌検査報告書の提出先について

土砂等搬入届出書及び土壌検査報告書の提出先は、次のとおりです。

事前に電話により予約をされてから土砂等搬入届出書及び土壌検査報告書をお持ちください。また、届出書類等の記載方法など事前相談を希望される場合は、事前に電話により予約をされてからご来庁をお願いします。事前相談済みの場合は、簡易書留など確実な方法での郵送提出も可能です。郵送による提出の場合は、届出書の写しを返送いたしますので、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

(1) 埋立て等をする場所が中核市（福島市、郡山市、いわき市）の場合

福島県生活環境部水・大気環境課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎10階

電話：024-521-7258

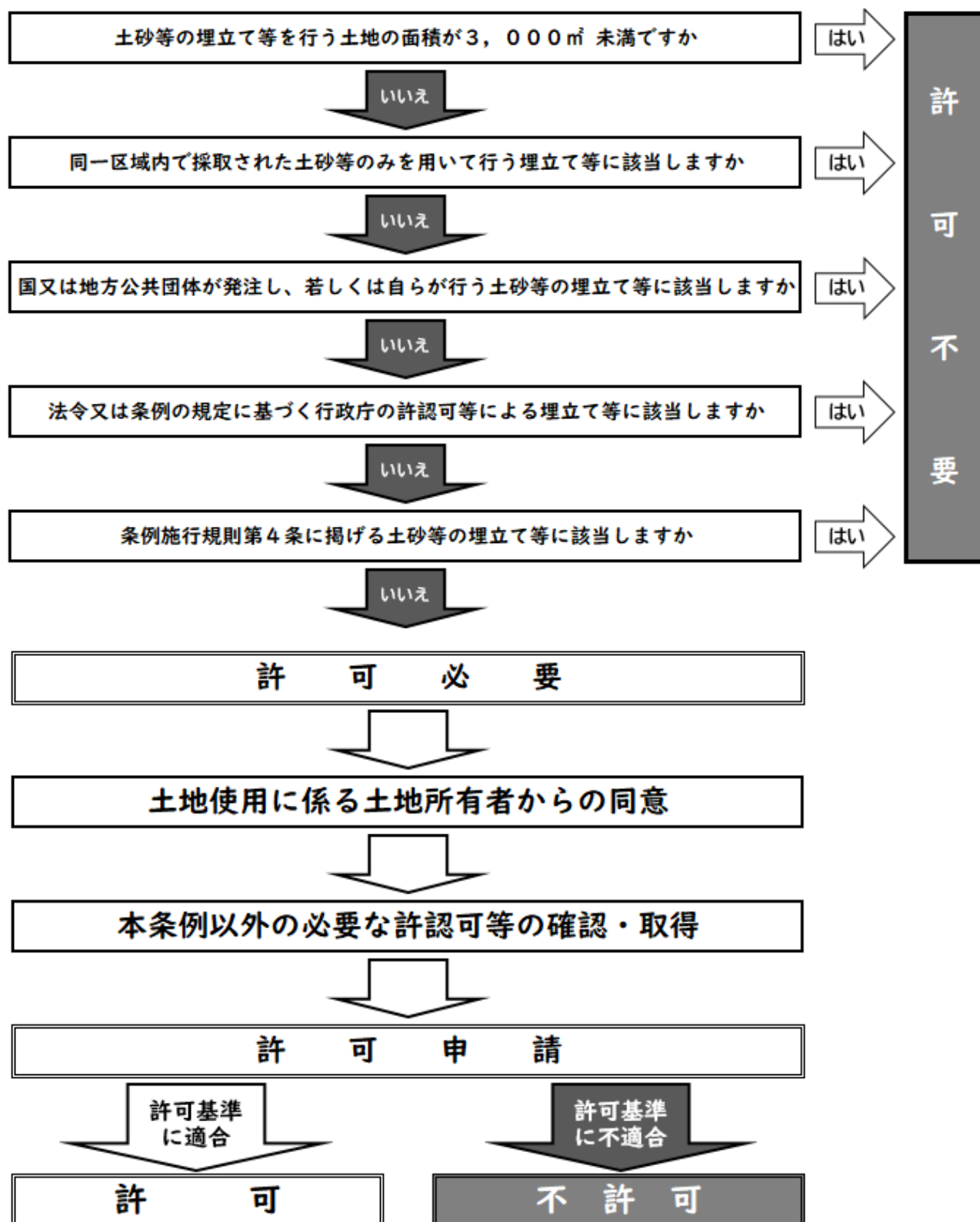
(2) 埋立て等をする場所が(1)以外の場合

地区	窓口	住所等
県北 (二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡)	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話：024-521-2721
県中 (須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡)	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 電話：024-935-1503
県南 (白河市 西白河郡 東白川 郡)	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町269 電話：0248-23-1421
会津 (会津若松市 喜多方市 耶 麻郡 河沼郡 大沼郡)	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5 電話：0242-29-3912
南会津 (南会津郡)	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 電話：0241-62-2062

相双 (相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡)	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 電話：0244-26-1232
-----------------------------	-------------------------	---

Ⅲ 許可申請について

Ⅰ 許可申請のフロー図



土砂等の埋立て等を行おうとする場合は、この条例の規制対象となり、許可を受ける必要があります。

埋立て等：土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為

土 砂 等：土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。

許可対象：埋立て等を行う区域以外の場所において、採取または製造が行われた土砂等を用いた埋立て等であって、土砂等の埋立て等を行う土地の面積が、3,000㎡以上であるもの（令和7年8月1日からは土地の埋立てのみ）

また、許可の申請に当たっては、土地の利用について土地所有者の同意を得ていただく必要があります。また、条例の許可を受けたとしても、他法令等の規制の対象となる可能性がありますので、他法令に基づく許認可等の手続が必要かどうか、所管する各機関に確認してください。

なお、確認が必要な項目の例を次に列記しますので、ご参考ください。

【確認の必要な項目の例】

（１）土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出

土地の形質変更の届出については、形質変更に着手する30日前までに福島県内の各地方振興局又は中核市に行くこととなっていますが、本条例による許可の審査期間も考慮いただき、届出書の提出をお願いします。

（２）大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出

一般粉じん発生施設の届出については、施設を設置する前に福島県内の各地方振興局又は中核市に行くこととなっています。

（３）埋蔵文化財の有無

埋立て等区域内における埋蔵文化財の有無については、事前に市町村教育委員会に確認してください。

（４）旧法定外公共物（青道や赤道）の有無

埋立て等区域内における旧法定外公共物の有無については、事前に公図で確認するなどし、それらが機能しているか否か、また、埋めるために必要な措置等を市町村又は東北財務局に確認してください。

（５）事務所の建設

埋立て等区域内の事務所の建設については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認してください。

（６）規則第4条及び第5条に掲げる法令や行為等

関連する法令や行為等については、前述した「Ⅱ土砂等の埋立て等を実施する方への留意事項 3許可を必要としない土砂等の埋立て等について」（P13～18）で記載した内容を確認してください。

(7) 市町村が定める土地開発の指導に係る要綱

市町村において、一定規模以上の土地開発等を行う場合には、事前に市町村との協定の締結を必要としている場合があります。詳しくは市町村の土地開発担当課までお問い合わせください。

(8) 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区について

埋立て等区域が上記に位置する、又は隣接するような場合には、それを踏まえた災害発生防止のための措置を御検討願います。

2 申請書類の作成

(1) 提出部数

申請書の提出部数は正本1部、副本1部です。

※正本1部、副本1部は県で使用します。申請者手持ちが必要な場合は必要部数を追加してください。申請者手持ち分は必要部数分をお返しします。

(2) 図面

図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記してください。

添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。

(3) その他

土砂等の埋立て等の許可に関し、必要に応じて、別に書類の提出を求めることがあります。

また、土砂等の埋立て等の期間を延長する場合は、申請していた期間の終了前までに変更許可を受ける必要がありますので、余裕を持って変更許可の申請をしてください。

なお、申請から許可が出るまでに要する期間は土日祝日を除き60日程度、変更許可申請の場合は40日程度です。

3 土砂等の埋立て等許可申請書（埋立て、盛土）の記載要領

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、土砂等の埋立て等許可申請書の必要書類チェック表(P30)の順で作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等許可申請書（要綱様式第1号）（記載例P63）

福島県収入証紙53,000円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等許可申請書記載要領

記載事項	記載要領
①申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている本店の所在地を記載すること。
②土砂等の埋立て等の目的	・「事業用地の造成」や「耕地の造成」等わかりやすく目的を記載すること。 ・跡地利用方法が決まっている場合はその方法も記載すること。
③埋立て等区域の位置	・埋立て等区域の位置（所在地）は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載し、その地番は土地登記簿謄本から記載すること。
④土砂等の埋立て等を行う土地の面積	・土砂等の埋立て等を行う土地の面積は、埋立て等区域の測量図及び求積図【添付書類⑨】から算定した面積を記載すること。（㎡単位で小数点以下は切り捨てること）
⑤土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	・埋立て等区域外を採取場所とする、土砂等の搬入予定量を記載すること。（㎡単位で小数点以下は切り捨てること） ・土砂等の埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書【添付書類⑫】から算定した量を記載すること。 （㎡単位で小数点以下は切り捨てること）
⑥土砂等の埋立て等を行う期間	・土砂等の埋立て等を行う期間を記載すること。 ・開始日については、申請書提出から許可までの期間を十分見込んでおくこと（土日祝日を除き60日程度）。 ・なお、許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」とすることも可能。
⑦管理責任者の氏名	・現場を管理する者の氏名を記載すること。 ・なお、土砂等の埋立て等の申請者（個人）が現場を管理する場合は、土砂等の埋立て等の申請者の氏名を記載すること。 ・法人の被用者である場合には、被用者であることが判る資料（社員証や健康保険証等の写し等）を添付すること。
⑧土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	・土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画を記載すること。 ・土砂等の搬入路、保安地帯、現場事務所等の施設を明示する図面を添付すること。
⑨土砂等の搬入に関する計画	・土砂等の搬入に関する計画を記載すること。 ・発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入期間、搬入時間、運搬事業者等を記載すること。
⑩土砂等の埋立て等の施行に関する計画	・土砂等の埋立て等の施行に関する計画について記載すること。 ・記載に当たっては、次の項目を盛り込み、関係図面等がある場合には、必要に応じて、合わせて添付すること。 ア 土砂等の崩落、飛散又は流出等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容及び講ずる措置を図示した1/500程度の平面図等の書類 イ 土砂等の埋立て等の現場責任者の連絡先及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。

	ウ 使用する機械や資材を記載した書類。 エ 搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。 オ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。 カ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
(第2面) ⑪手数料欄	・福島県収入証紙53,000円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
(第3面) ⑫申請者が法人である場合	・登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第4面) ⑬申請者が個人である場合	・住民票の記載内容のとおり記載すること。
(第5面) ⑭申請者が未成年者である場合	・法定代理人の住民票（法人にあっては登記事項証明書）の記載内容のとおり記載すること。

(4) 申請書の添付書類

添付書類	作成要領
①申請者の住民票の写し及び登記事項証明書	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
②申請者が法人である場合の役員の住民票の写し	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
③申請者が未成年者である場合のその法定代理人の住民票の写し又は登記事項証明書	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書及びその役員の住民票の写しを添付すること。
④申請者に使用人がある場合のその使用人の住民票の写し	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
⑤申請者が法人である場合において、株式を有する者等の住民票の写し又は登記事項証明書	・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しを添付すること。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・株式を有する者等が法人である場合はその登記事項証明書を添付すること。
⑥欠格要件に該当しないことを誓約する書類	・条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しないことを誓約する書類は誓約書（要綱様式第2号）によること。 【条例第13条】 第13条 知事は、第7条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 第25条第3項又は第29条第2項の規定による必要な措置を講じていない者(イに掲げる者を除く。) イ 第28条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者 ウ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法

	人である場合においては、当該取消しの処分に係る福島県行政手続条例(平成7年福島県条例第55号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者が当該取消しの日から3年を経過しない場合を含む。) エ 第29条第1項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 オ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの カ 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)第2条第3号に規定する暴力団員等 キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからカまでのいずれかに該当するもの ク 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの ケ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの
⑦埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	・埋立て等区域の全ての土地の登記事項証明書で、申請する日前3か月以内に発行されたもの。 ・公図の写しは、埋立て等区域及びその周辺を含むもので、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域を明示し、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域並びに隣接地の地目等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
⑧埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図	・土砂等の埋立て等の施行前の現況が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。 ・1/10000以上の方位、道路、目標となる地物を明示した位置図を添付すること。
⑨埋立て等区域の測量図及び求積図	・実測により埋立て等区域の面積を計測したもの。 ・土砂等の埋立て等を行う土地の面積も算定できる求積図を作成すること。
⑩埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	・土砂等の埋立て等の施行後の形状が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。

	・断面図には、法面の勾配及び現況地盤面から計画盛土高さが最大となる部分の高さを記載すること。 ・排水計画図には、排水施設の位置、種類、水の流れの方向、汚水と雨水の区分、吐口の位置及び放流先を明示すること。 ・事業の前に確保してあった耕作土で覆う行為をする場合は、断面図に切土する部分と盛土する部分を明示すること。 ・土砂等の堆積量が土砂等の埋立て等の完了時における堆積量を超えることがある場合には、その時点の平面図及び断面図を添付すること。
⑪埋立て等区域の流域図	・埋立て等区域外への排水を計画する場合は、1/2500程度の流域図を添付すること。
⑫土砂等の埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書	・横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の予定量を積算した計算書を添付すること。発生する土砂等の数量の変化率も加味すること。
⑬土砂等の埋立て等の構造についての安定計算書 (安定計算を行った場合)	・規則第10条の構造上の基準に基づき、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合に添付すること。 ・この場合においては、使用する土砂等の区分を記載すること。
⑭擁壁の構造計算書 (土地の埋立ての場合は不要)	・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。 ・崖面崩壊防止施設がある場合は、1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は崖面崩壊防止施設の裏側の構造が判別できるものであること。
⑮排水施設の計算書等 (土地の埋立ての場合は不要)	・1/20～1/50程度の構造図を作成すること。 ・各種排水施設の流量、断面を算定した計算書を添付すること。 ・算定根拠を記載した書類を添付すること。
⑯排水施設の平面図及び断面図 (土地の埋立ての場合は不要)	・各種排水施設の配置、材料、形状、内のり寸法、勾配を明示した、平面図及び断面図を1/250～1/500程度で作成すること。
⑰災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	・1/500程度の平面図等に講ずる措置を記載して作成すること。
⑱資力関係書類	・「土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類」は、 ① 工事の種別毎に要する経費の金額 ② 資金調達の方法及び資金調達の方法ごとの金額

	を記載し、作成すること（任意様式）。 ・前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書（法人にあっては直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表）の写しを添付すること。 ・資金調達方法の方法が自己資金の場合は、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金の場合は金融機関の融資を証明する書類を添付すること。
⑨土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	・土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（要綱様式第3号）によること。

(5) 許可申請書の必要書類チェック表

目次	事項	確認欄		
		土地の 埋立て	盛土	一時堆積
A	申請書（要綱様式第1号・第4号・第5号）			
B	福島県収入証紙（許可申請：53,000 円 変更許可申請：34,000 円）			
C	条例第10条第1項・第2項に規定する土地の所有者の同意を得たことを証する書面（要綱様式第3号、第6号）			
D-1	住民票の写し（登記事項証明書） 【申請者が個人である場合】 ・申請者の住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・条例第13条第1号ウに規定する役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合は、これらの者の住民票の写し （その者が法人である場合にあってはその登記事項証明書） 【申請者が条例第13条第1号キに規定する未成年である場合】 ・申請者の法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 【申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合】 ・その者の住民票の写し			
D-2	申請者が条例第13条第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（要綱様式第2号）			
D-3	埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し			
D-4	埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図			
D-5	埋立て等区域の測量図及び求積図			
D-6	埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図			
D-7	埋立て等区域の流域図			
D-8	土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書			
D-9	土砂等の埋立て等の構造について安定計算を行った場合にあっては、安定計算書			
D-10	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（土地の埋立ての場合は不要）			

D-11	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類（土地の埋立ての場合は不要）			
D-12	排水施設の平面図及び断面図（土地の埋立ての場合は不要）			
D-13	土砂等の埋立て等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類			
D-14	① 土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類 ② 法人にあっては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。） ③ 個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し ④ 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 ⑤ 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類			
D-15	土砂等の堆積が最大となった場合の埋立て等区域の平面図及び断面図			
D-16	その他知事が必要と認める書類及び図面			
備考				

4 土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）の記載要領

（１）目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、土砂等の埋立て等許可申請書の必要書類チェック表（P 30）の順で作成してください。

（２）土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）（要綱様式第４号）

福島県収入証紙53,000円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

（３）土砂等の埋立て等許可申請書（一時堆積）記載要領

記載事項	記載要領
①申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地を記載すること。
②土砂等の埋立て等の目的	・「残土受入事業」や「改良土の製造」等を記載すること。
③埋立て等区域の位置	・埋立て等区域の位置（所在地）は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、地番は、土地登記簿謄本から記載すること。
④土砂等の埋立て等を行う土地の面積	・土砂等の埋立て等を行う土地の面積は、埋立て等区域の測量図及び求積図【添付書類⑨】から算定した面積を記載すること。（㎡単位で小数点以下は切り捨てること）
⑤管理責任者の氏名	・現場を管理する者の氏名を記載すること。 ・また、土砂等の埋立て等の申請者（個人）が現場を管理する場合は、土砂等の埋立て等の申請者の氏名を記載すること。 ・なお、法人の被用者である場合には、被用者であることが判る資料（社員証や健康保険証等の写し等）を添付すること。
⑥土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	・土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画を記載すること。 ・土砂等の搬入路、保安地帯、現場事務所等の施設を明示する図面を添付すること。
⑦土砂等の搬入に関する計画	・土砂等の搬入に関する計画を記載すること。 ・発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入期間、搬入時間、運搬事業者等を記載すること。
⑧土砂等の埋立て等の施行に関する計画	・土砂等の埋立て等の施行に関する計画を記載すること。 ・記載に当たっては、次の項目を盛り込み、関係図面等もある場合には、必要に応じて、併せて添付すること。 ア 土砂等の崩落、飛散又は流出等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容及び1/500程度の平面図等に必要な措置を講じた書類。 イ 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表。 ウ 使用する機械や資材を記載した書類。 エ 搬入路、地盤改良、排水施設、埋立て等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類。 オ 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表。

	カ 申請者と工事施工者が異なる場合は、工事施工に関する契約等の書類の写しを添付すること。
⑨年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量	・ m ³ 単位で小数点以下は切り捨てること。
(第2面) ⑩手数料欄	・ 福島県収入証紙53,000円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
(第3面) ⑫申請者が法人である場合	・ 住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第4面) ⑬申請者が個人である場合	・ 住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第5面) ⑭申請者が未成年者である場合	・ 法定代理人の住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 申請書の添付書類

添付書類	作成要領
①申請者の住民票の写し又は登記事項証明書	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
②申請者が法人である場合の役員の住民票の写し	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
③申請者が未成年者である場合のその法定代理人の住民票の写し又は登記事項証明書	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書及びその役員の住民票の写しを添付すること。
④申請者に使用人がある場合のその使用人の住民票の写し	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
⑤申請者が法人である場合において、株式を有する者等の住民票の写し又は登記事項証明書	・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しを添付すること。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・株式を有する者等が法人である場合はその登記事項証明書を添付すること。
⑥欠格要件に該当しないことを誓約する書類	・条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しないことを誓約する書類は誓約書（要綱様式第2号）によること。 【条例第13条】 第13条 知事は、第7条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 第25条第3項又は第29条第2項の規定による必要な措置を講じていない者(イに掲げる者を除く。) イ 第28条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者 ウ 第29条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る福島県行政

	手続条例(平成7年福島県条例第55号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者が当該取消しの日から3年を経過しない場合を含む。) エ 第29条第1項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 オ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの カ 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)第2条第3号に規定する暴力団員等 キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。)がアからカまでのいずれかに該当するもの ク 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの ケ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの
⑦埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	・埋立て等区域の全ての土地の登記簿謄本で、申請する日前3か月以内に発行されたもの。 ・公図の写しは、埋立て等区域及びその周辺を含むもので、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域を明示し、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域並びに隣接地の地目等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。
⑧埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図	・土砂等の埋立て等の施行前の現況が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。 ・1/10000以上の方位、道路、目標となる地物を明示した位置図を添付すること。
⑨埋立て等区域の測量図及び求積図	・実測により埋立て等区域の面積を計測したもの。 ・土砂等の埋立て等を行う土地の面積も算定できるような求積図を作成すること。
⑩埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	・土砂等の埋立て等の施行後の形状が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・平面図には、土砂等の埋立て等を行う土地及び埋立て等区域がわかるように明示すること。

	・排水計画図には、排水施設の位置、種類、水の流れの方向、汚水と雨水の区分、吐口の位置及び放流先を明示すること。
⑪埋立て等区域の流域図	・埋立て等区域外への排水を計画する場合は、1/2500程度の流域図を添付すること。
⑫排水施設の計算書等	・1/20～1/50程度の構造図を作成すること。 ・各種排水施設の流量、断面を算定した計算書を添付すること。 ・算定根拠を記載した書類を添付すること。
⑬排水施設の平面図及び断面図	・各種排水施設の配置、材料、形状、内のり寸法、勾配を明示した、平面図及び断面図を1/250～1/500程度で作成すること。
⑭災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	・1/500程度の平面図等に講じた措置を記載して作成すること。
⑮資力関係書類	・「土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類」は、 ① 工事の種別毎に要する経費の金額 ② 資金調達の方法及び資金調達の方法ごとの金額 を記載し、作成すること（任意様式）。 ・前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書（法人にあっては直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表）の写しを添付すること。 ・資金調達方法の方法が自己資金の場合は、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金の場合は金融機関の融資を証明する書類を添付すること。
⑯土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	・土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（要綱様式第3号）によること。
⑰土砂等の堆積が最大となった場合の埋立て等区域の平面図及び断面図	・土砂等の埋立て等の形状が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。 ・土砂等の搬出が予定よりも進まない場合など、申請時点で予定していた堆積量を上回る事態が生じたときであっても安全性を確保するために、土砂等の埋立て等を行う土地において最も多く土砂等が堆積された場合の埋立て等区域の平面図及び断面図を作成すること。 ・【添付資料⑩】と同じ内容となる場合は別途作成する必要はない。

（５）許可申請書（一時堆積）の必要書類チェック表

P 3 0 のチェック表を使用してください。

5 土砂等の埋立て等変更許可申請書の記載要領

土砂等の埋立て等の期間延長や区域拡大等を伴う事業の変更については、許可期限が切れてからは認められません。従って、事業変更計画を含む事業変更許可が必要な場合は、許可の期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って手続きに入るようにしてください。

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等変更許可申請書（要綱様式第5号）

福島県収入証紙34,000円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等変更許可申請書の各項目の記載要領

下記の記載事項のうち、変更許可申請において申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

記載事項	記載要領
①申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている本店の所在地を記載すること。
②許可年月日	・変更許可の対象となる許可年月日を記載すること。
③許可番号	・変更許可の対象となる許可番号を記載すること。
④埋立て等区域の位置	・変更前の埋立て等区域の位置を記載すること。 ・埋立て等区域の位置（所在地）は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、地番は、土地登記簿謄本から記載すること。
⑤変更の内容	・変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容を記載すること。
⑥変更の理由	・変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容を踏まえながら、その理由を記載すること。
（第2面） ⑦手数料欄	・福島県収入証紙34,000円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
（第3面） ⑧申請者が法人である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
（第4面） ⑨申請者が個人である場合	・住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
（第5面） ⑩申請者が未成年者である場合	・法定代理人の住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 土砂等の埋立て等変更許可申請書の添付書類

変更する内容に関連する書類を添付してください。各書類の作成要領については、「Ⅲ 許可申請について 3 土砂等の埋立て等許可申請書の記載要領 (4) 申請書の添付書類」(P26)を参照してください。

なお、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書」は要綱様式第6号を使用してください。

6 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の記載要領

土砂等の埋立て等許可の譲受けについては、許可期限が切れてからは認められません。従って、事業の譲受けが生じる場合には、許可の期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って手続きに入るようにしてください。

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、譲受け許可申請書の必要書類チェック表(P42)の順で作成してください。

(2) 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書(要綱様式第15号)

福島県収入証紙34,000円分を申請書の正本の所定の位置に貼付してください。

(3) 土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の各項目の記載要領

記載事項	記載要領
①申請者	・ 許可を譲り受けようとする者の住所及び氏名（譲り受けようとする者が法人である場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。 ・ 申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地を記載すること。
②許可を受けた者の氏名	・ 法人である場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
③許可を受けた者の住所	・ 法人である場合は、主たる事務所の所在地を記載すること。
④譲り受けようとする事業の許可年月日	・ 当該事業の許可年月日を記載すること。
⑤譲り受けようとする事業の許可番号	・ 当該事業の許可番号を記載すること。
⑥埋立て等区域の位置	・ 譲り受けようとする許可書に記載の埋立て等区域の位置を記載すること。
⑦土砂等の埋立て等を行う土地の面積	・ 譲り受けようとする許可書に記載の面積を記載すること。（㎡単位で小数点以下は切り捨てること） ・ 既に埋立て等が行われた土地の面積を含む。
⑧管理責任者の氏名	・ 現場を管理する者の氏名を記載すること。 ・ また、土砂等の埋立て等の申請者（個人）が現場を管理する場合は、土砂等の埋立て等の申請者の氏名を記載すること。 ・ なお、法人の被用者である場合には、被用者であることが判る資料（社員証や健康保険証等の写し等）を添付すること。
⑨譲受けの理由	・ 譲受けの申請を行う理由について、記載すること。
(第2面) ⑩手数料欄	・ 福島県収入証紙34,000円分を正本の第2面の所定の位置に貼付すること。
(第3面) ⑪申請者が法人である場合	・ 住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。
(第4面)	・ 住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

⑫申請者が個人である 場合	
(第5面) ⑬申請者が未成年者で ある場合	・ 法定代理人の住民票又は登記事項証明書の記載内容のとおり記載すること。

(4) 申請書の添付書類

添付書類	作成要領
①申請者の住民票の写し又は登記事項証明書	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ※住民票には、申請者の氏名・住所・役所の証明印・証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。
②申請者が法人である場合の役員の住民票の写し	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
③申請者が未成年者である場合のその法定代理人の住民票の写し又は登記事項証明書	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・法定代理人が法人である場合はその登記事項証明書及びその役員の住民票の写しを添付すること。
④申請者に使用人がある場合のその使用人の住民票の写し	・住民票（法人にあっては登記事項証明書）の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものに限る。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。
⑤申請者が法人である場合において、株式を有する者等の住民票の写し又は登記事項証明書	・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写しを添付すること。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものであること。 ・株式を有する者等が法人である場合はその登記事項証明書を添付すること。
⑥欠格要件に該当しないことを誓約する書類	・条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しないことを誓約する書類は誓約書（要綱様式第2号）によること 【条例第13条】 第11条 知事は、第七条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 第17条第3項又は第21条第2項の規定による必要な措置を講じていない者（イに掲げる者を除く。） イ 第20条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者 ウ 第21条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る福島

	県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者が当該取消しの日から3年を経過しない場合を含む。） エ 第21条第1項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 オ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの カ 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第3号に規定する暴力団員等 キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの ク 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの ケ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの
⑦資力関係書類	・「土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類」は、 ① 工事の種別毎に要する経費の金額 ② 資金調達の方法及び資金調達の方法ごとの金額 を記載し、作成すること（任意様式）。 ・前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書（法人にあっては直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表）の写しを添付すること。 ・資金調達方法の方法が自己資金の場合は、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金の場合は金融機関の融資を証明する書類を添付すること。
⑧土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	・土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（要綱様式第16号）によること。

(5) 譲受け許可申請書の必要書類チェック表

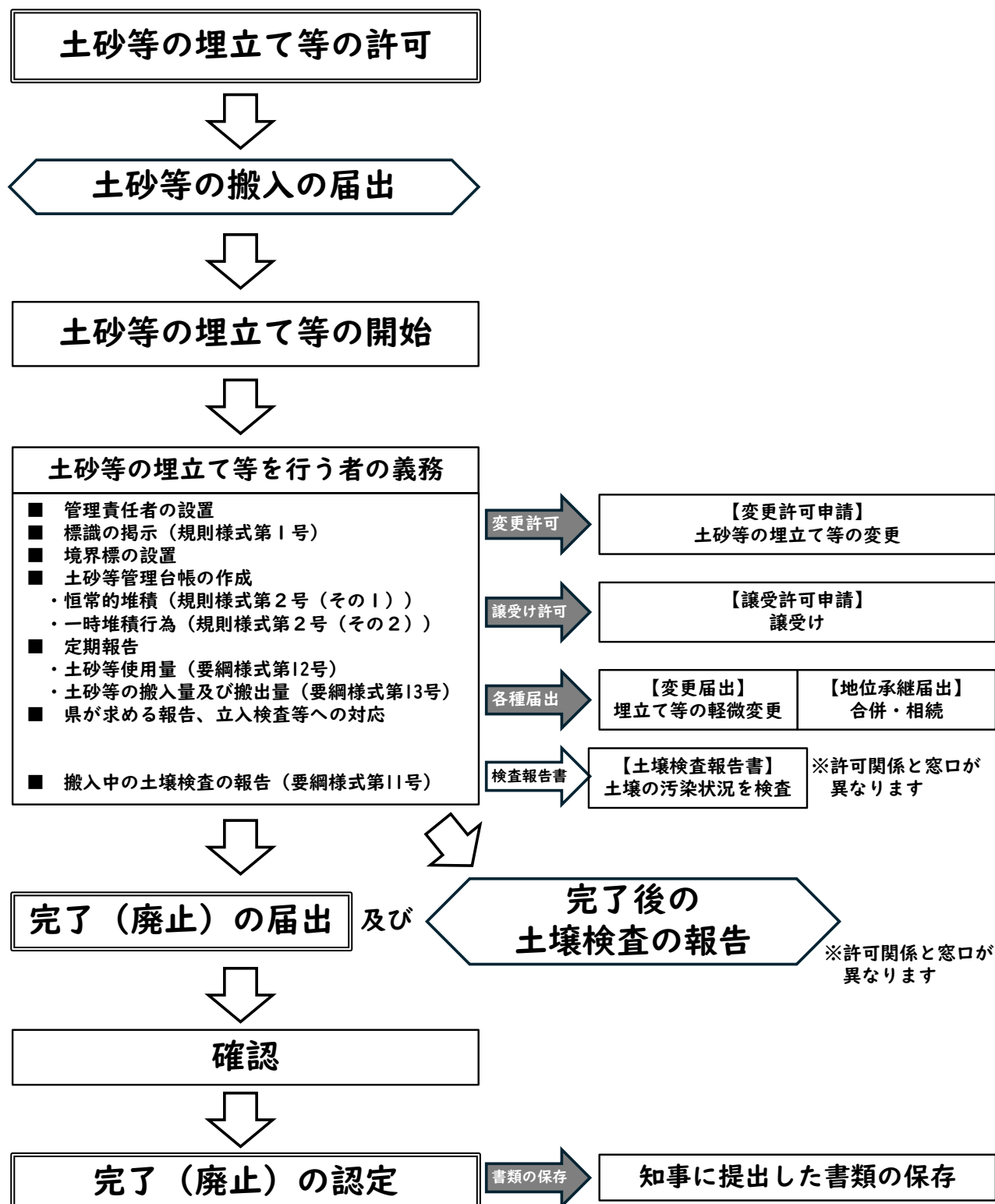
目次	事項	確認欄
A	土砂等の埋立て等譲受け許可申請書（要綱様式第15号）	
B	福島県収入証紙（34,000円）	
C-1	住民票の写し（登記事項証明書） 【申請者が個人である場合】 ・申請者の住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・条例第13条第1号ウに規定する役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合は、これらの者の住民票の写し （その者が法人である場合にあってはその登記事項証明書） 【申請者が条例第13条第1号キに規定する未成年である場合】 ・申請者の法定代理人の住民票の写し （法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 【申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合】 その者の住民票の写しその者の住民票の写し	
C-2	申請者が条例第13条第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（要綱様式第2号）	
C-3	① 土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類 ② 法人にあっては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。） ③ 個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し ④ 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 ⑤ 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類	
C-4	条例第10条第3項に規定する土地の所有者の同意を得たことを証する書面（要綱様式第16号）	
C-5	譲受けの事実を証する書類	
C-6	その他知事が必要と認める書類及び図面	
備考		

Ⅳ 土砂等の埋立て等の許可後の手続きについて

Ⅰ 許可を受けた者の施行から完了までの流れ

土砂等の埋立て等の許可取得後の主要な義務等については、下図のとおりとなります。

【許可取得後の土砂等の埋立て等の完了（廃止）までのフロー図】



2 土砂等の搬入前の留意点

土砂等の埋立て等の許可を受けた者が、土砂等の埋立て等の着手、土砂等の搬入の前に行うことは、次のとおりとなります。

- 申請者に記載した土砂等の搬入を管理するための責任者（管理責任者）を設置してください。
- 許可の内容等を記載した標識（規則様式第1号）を設置してください。
- 埋立て等区域の境界を明示した杭等を設置してください。境界杭は屈曲点その他必要な地点に設置することとします。
- 土砂等の搬入路を確保してください。
- 搬入する土砂等に係る計量証明書を取得し、土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）を提出してください。
 - ・ 土砂等搬入届出書には、土砂等採取元証明書（要綱様式第9号）、検査試料採取調書（要綱様式第10号）、計量証明書、検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真、事業に係る許可書の写しを添付してください。
 - ・ 搬入する土砂等が採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合は、土砂等売渡・譲渡証明書（要綱様式第9-2号）、碎石法又は砂利採取法等に基づく採取計画の認可等を受けたことを証する書類を提出することで、検査試料採取調書（要綱様式第10号）、計量証明書、検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真の添付を省略できます。

3 土砂等管理台帳の作成及び記帳

土砂等の埋立て等の許可を受けた者は、1か月ごとに土砂等管理台帳（規則様式第2号）を作成しなければなりません。

（1）土砂等の埋立て等許可を受けた事業者

土砂等管理台帳（規則様式第2号（その1））を作成し、記帳してください。

（2）一時堆積の許可を受けた事業者

土砂等管理台帳（一時堆積）（規則様式第2号（その2））を作成し、記帳してください。

4 土砂等の埋立て等の定期報告

毎年2回、規則で定められた様式を用いて、土砂等管理台帳の写しを添付し、福島県知事に報告しなければなりません。

<年2回の報告概要>

- 4月から9月までの間 → 10月末日
- 10月から翌年3月までの間 → 翌年4月末日

（1）土砂等の埋立て等許可を受けた者

土砂等使用量報告書（要綱様式第12号）

（2）一時堆積の許可を受けた者

土砂等の搬入量及び搬出量報告書（要綱様式第13号）

5 搬入中の土壌検査の報告

- ・土砂等の埋立て等の許可を受けた方は、土壌検査報告書（要綱様式第11号）を作成し土壌検査の報告を行ってください。
- ・土壌検査の報告には、検査試料採取調書（要綱様式第10号）、計量証明書、検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真を添付してください。

6 許可の内容の変更

許可の内容に変更が生じた場合は、下の表【変更手続（変更許可と軽微変更届）の概要】に従い、変更許可又は、変更届出の手続を行ってください。

（１）変更許可の申請が必要な場合

「Ⅲ 許可申請 5 土砂等の埋立て等変更許可申請書の記載要領」（P 37）に従い、変更許可の申請を行ってください。なお、変更許可申請後、許可が出るまでに要する期間は土日祝日を除き40日程度です。

（２）軽微な変更の場合

土砂等の埋立て等変更届出書（要綱様式第7号）に必要書類を添付し、変更のあった日から30日以内に、福島県知事に届け出なければなりません。

【変更手続（変更許可と軽微変更届）の概要】

該当条文	変更許可	軽微な変更（変更届）
条例第12条		
第1項1号		申請者の氏名・住所 法人の名称、代表者の氏名及び事務所所在地
2号	埋立て等の目的	
3号	埋立て等区域の位置	
4号	埋立て等を行う土地の面積	
5号 (恒常のみ)	使用する土砂等の数量の増加	使用する土砂等の数量の減少
6号 (恒常のみ)	埋立て等の期間の延長	埋立て等の期間の短縮
7号		管理責任者の氏名
8号	施設設置・土砂等搬入・その他 施行に関する計画の変更	排水施設等の機能の変更（向上）
9号 (規則第7条3項)		法人の役員・未成年者の法定代理人・使用人・5%以上株主の氏名及び住所・出資額等
第2項2号 (一時堆積)	土砂等の搬入搬出予定量	
規則第11条		
第1項7号		土砂等の埋立て等の施行に支障がないものとして知事が認める事項

7 土砂等の埋立て等の許可の譲受け等

(1) 許可の譲受け

土砂等の埋立て等の許可を受けた方から当該許可に係る事業を譲り受けようとする方は、埋立て等区域ごとに、譲受けの許可を受ける必要があります。

「Ⅲ許可申請 6土砂等の埋立て等譲受け許可申請書の記載要領」(P38)に従い、譲受け許可の申請を行ってください。

(2) 地位の承継

土砂等の埋立て等の許可を受けた方の地位を承継した方は、当該承継のあった日から30日以内に、地位承継届出書(要綱様式第17号)に必要書類を添付し、福島県知事に届け出なければなりません。

なお、地位を承継する者とは、次に該当する者をいいます。

- 相続があったときの相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)
- 合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときの合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人

8 土砂等の埋立て等の完了(廃止)の届出等

土砂等の埋立て等の許可を受けた方は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、土砂等の埋立て等完了(廃止)届出書(要綱様式第14号)に必要書類を添付し、福島県知事に届け出なければなりません。

9 完了後の土壌検査の報告

- ・土砂等の埋立て等の許可を受けた方は、土壌検査報告書(要綱様式第11号)を作成し完了後の土壌について土壌検査の報告を行ってください。
 - ・土壌検査の報告には、検査試料採取調書(要綱様式第10号)、計量証明書、検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真を添付してください。
 - ・検査試料とする土砂等の採取は、完了後、遅滞なく行ってください。なお、採取方法は5搬入中の土壌検査の報告と同じです。
 - ・検査試料とする土砂等の採取する場合は職員が立ち会いますので、窓口となる水・大気環境課または各地方振興局(県民)環境課まで採取日の連絡をしてください※。
 - ・土壌検査の結果の報告は知事が別に指定する日までに行わなければなりません。
- ※状況に応じて立ち会わない場合があります。

V 土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告について

I 土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告が必要な方

土砂等の搬入の届出（条例第16条、18条、20条）及び土壌検査の報告（条例第17条、第19条、第21条）が必要な方は以下のとおりです。

（1）条例第9条の許可を受けた方

（2）盛土規制法第12条第1項の許可を受け、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の宅地造成等に関する工事を行う方

（3）盛土規制法第30条第1項の許可を受け、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡以上の特定盛土等又は土石の堆積等に関する工事を行う方

※1 土砂等の搬入の届出、搬入中の土壌検査の報告及び完了後の土壌検査の報告が必要となるのは、改正条例が施行される令和7年8月1日以降に条例又は盛土規制法の許可申請を行い、許可を取得された方です。

※2 盛土規制法第12条第1項の許可を受けた方には、同法第15条第1項又は第2項の規定で第12条第1項の許可があったものとみなされた場合は含みません。同様に、盛土規制法第30条第1項の許可を受けた方には、同法第34条第1項又は第2項の規定で第30条第1項の許可があったものとみなされた場合は含みません。

2 土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告に係る書類の作成

（1）提出部数

土砂等搬入届出書、土壌検査の報告の提出部数は各1部です。

（2）提出窓口及び提出方法

埋立て等を実施する場所	提出窓口
中核市 (福島市、郡山市、いわき市)	福島県生活環境部水・大気環境課
上記以外の場合	埋立て場所を管轄する各地方振興局（県民）環境課

※許可申請の窓口と異なりますので御注意ください。

（3）提出方法

事前に電話により予約をされてから土砂等搬入届出書及び土壌検査報告書をお持ちください。また、届出書類等の記載方法など事前相談を希望される場合は、事前に電話により予約をされてからご来庁をお願いします。事前相談済みの場合は、簡易書留など確実な方法での郵送提出も可能です。郵送による提出の場合は、届出書の写しを返送いたしますので、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

(4) 提出期限

土砂等搬入届出書	土砂等の搬入を開始する日の14日前まで ※搬入する土砂等の量が5,000m ³ までごとに作成してください。
搬入中の土壌検査報告書	土砂等の搬入を開始した日から6か月を経過する日までごとに土壌検査を行い、6か月を経過した日から1か月を経過する日までに報告してください。 ※1 一時堆積事業である場合は6か月を経過する日までごとではなく3か月ごと。 ※2 搬入開始日が4月1日の場合、初回の土壌検査を行う期日は10月1日、初回の土壌検査の報告の期日は11月1日となります。
完了後の土壌検査報告書	知事が別に指定する日まで ※1 検査試料とする土砂等の採取は、完了後、遅滞なく行ってください。 ※2 試料採取から結果の報告まではおよそ1か月を見込んでいます。

(5) その他

- ・土砂等搬入届出書を提出する場合、搬入する土砂等が採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合は、土砂等売渡・譲渡証明書（要綱様式第9-2号）及び砕石法又は砂利採取法等に基づく採取計画の認可等を受けたことを証する書類を提出することで、検査試料採取調書（要綱様式第10号）、計量証明書、検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真の添付を省略できます。
- ・土砂等搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、再度土砂搬入届出書を提出してください。変更の内容が変更許可に該当するものである場合は変更許可後遅滞なく、軽微変更届に該当する場合は軽微変更届出提出後遅滞なく、これら以外の場合は変更内容が判明次第遅滞なく提出してください。
- ・土砂等の搬入の届出、土壌検査の報告に関し、必要に応じて、別に書類の提出を求めることがあります。

3 土砂等搬入届出書の記載要領

(1) 目次

申請に当たっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として、土砂等搬入届出書の必要書類チェック表(P 55)又は土壤検査報告書の必要書類チェック表(P 55)の順で作成してください。

(2) 土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）記載要領（記載例P 67, 68）

記載事項	記載要領
①（届出者の）氏名及び住所	・届出者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている本店の所在地を記載すること。
②許可年月日	・当該事業の許可年月日を記載すること。
③許可番号	・当該事業の許可番号を記載すること。
④埋立て等区域の位置	・当該事業の許可書に記載の埋立て等区域の位置を記載すること。
⑤土砂等の埋立て等の期間	・当該事業の許可書に記載の土砂等の埋立て等を行う期間を記載すること。
⑥事業に係る区分	・土地の埋立て等・宅地造成・特定盛土等・土石の一時堆積から該当するものを丸で囲むこと。 ※土地の埋立て等は条例の許可を受けて行う事業、その他は盛土規制法の許可を受けて行う事業が該当します。
⑦搬入する土砂等の採取場所並びに採取元事業者名及び連絡先	・当該事業で使用する土砂等の採取場所、採取元事業者名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び連絡先について記載すること。 ・再生土・改良土を使用する場合は、それらの製造場所、製造事業者名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び連絡先について記載すること。
⑧土砂等の採取場所の工事名等	・当該事業で使用する土砂等の発生場所の工事名を記載すること。 ・再生土・改良土を使用する場合は、それらの製造場所の名称を記載すること。
⑨土砂等の搬入予定量（5,000m ³ 以内）	・土砂等の搬入予定量を記載すること（小数点以下切り捨て）。 ※届出は5,000m ³ までごとに行う必要があるため、5,000m ³ 以内の予定量を記載すること。 ※総量は土砂等採取元証明書（要綱様式第9号）の⑤及び土砂等売渡・譲渡証明書（要綱様式第9-2号）⑥の和と一致すること。
⑩土砂等の搬入予定期間	・⑨に記載した予定量を搬入する期間を記載すること。
⑪土砂等の運搬事業者名及び住所（すべて記載のこと。）	・土砂等の運搬事業者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を記載すること。
⑫管理責任者の氏名及び連絡先	・管理責任者の氏名及び連絡先を記載すること。

(3) 土砂等採取元証明書（要綱様式第9号）記載要領（記載例P69）

記載事項	記載要領
①（採取元事業者の） 氏名及び住所	・採取元事業者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている本店の所在地を記載すること。 ・本証明書は、採取元事業者が、土砂等の搬入を行う事業者（土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）を提出する事業者）宛に作成すること。
②採取元工事等施工場所	・採取元工事等の施工場所を記載すること。 ※土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の⑦と一致すること。
③採取元工事等発注者 ・連絡先	・採取元工事等の発注者（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。 ※再生土・改良土を使用する場合は「採取元事業者と同じ」と記載し、連絡先を記載すること。
④採取元工事等名称	・採取元工事等の名称を記載すること。 ・再生土・改良土を使用する場合は、それらの製造場所の名称を記載すること。 ※土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の⑧と一致すること。
⑤採取元工事等に係る 土砂等採取総量	・採取元工事等に係る土砂等採取総量及び搬出契約量を記載すること。 ※5,000m ³ 以上でも可。
⑥今回の証明に係る土 砂等の量	・今回の証明に係る土砂等の量を記載すること。 ※届出は5,000m ³ までごとに行う必要があるため、5,000m ³ 以内の予定量を記載すること。 ※土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の⑨と一致すること。
⑦採取元工事等施工期 間	・採取元工事等施工期間を記載すること。 ※⑤で記載した総量を採取する期間を記載すること。
⑧採取土砂等の土壌分 析結果証明書	・「別紙計量証明書のとおり」と記載し、計量証明書を添付すること。
⑨採取土砂等の区分	・採取土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分に基づき、該当するものに○をつけること。
⑩現場責任者名及び連 絡先	・採取元工事等に係る現場責任者名と連絡先を記載すること。 ・再生土・改良土を使用する場合は製品の品質を管理する方の名前と連絡先を記載すること。

(4) 土砂等売渡・譲渡証明書（要綱様式第9-2号）記載要領（記載例P70）

記載事項	記載要領
①認可採取場所在地	・売渡・譲渡元事業者が砕石法又は砂利採取法等に基づく採取計画の認可等を受けている採取場所の所在地を記載すること。 ・本証明書は、採取元事業者が、土砂等の搬入を行う事業者（土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）を提出する事業者）宛に作成すること。
②採取計画認可番号	・売渡・譲渡元事業者が砕石法又は砂利採取法等に基づく認可を受けている採取計画の認可番号を記載すること。
③認可期間	・売渡・譲渡元事業者が砕石法又は砂利採取法等に基づく認可を受けている採取計画の認可期間を記載すること。
④認可採取量	・売渡・譲渡元事業者が砕石法又は砂利採取法等に基づく認可を受けている採取計画の認可採取量を記載すること。
⑤埋立て等区域の位置	・当該事業の許可書に記載の埋立て等区域の位置を記載すること。 ※土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の④のと同じくすること。
⑥売渡し又は譲渡しの土量	・当該事業で使用する土砂等に係る売渡又は譲渡しの土量を記載すること。 ※土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の⑨のと同じくすること。
⑦売渡し又は譲渡しの期間	・⑥に記載した土量を売渡又は譲渡する期間を記載すること。

(5) 検査試料採取調書（要綱様式第10号）記載要領（記載例P71）

記載事項	記載要領
①（採取者の）氏名及び住所	・実際に試料の採取を行った者について記載すること。 ・採取者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている本店の所在地を記載すること。
②計量証明書の発行番号	・採取した試料を検査した計量証明書の発行番号を記載すること。
②報告区分	・搬入、定期、廃止、完了から該当するものを丸で囲むこと。
③採取年月日	・②の計量証明書を作成するための検査試料を採取した年月日を記載すること。
④採取日の天候	・②の計量証明書を作成するための検査試料を採取した時の天候を記載すること。
⑤土砂等の採取場所	・②の計量証明書を作成するための検査試料を採取した場所を記載すること。 ・土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の添付書類として提出する場合は、土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の⑦及び⑧のと同じくすること。 ・土壌検査報告書（要綱様式第11号）の添付書類として提出する場合は、土壌検査報告書（要綱様式第11号）の③を記載し、末尾に番号を振る等して、何検体採取したかわかるようにすること。

⑥担当者名及び連絡先	・②の計量証明書を作成するための、検査試料の採取を行った担当者及びその連絡先を記載すること。
------------	--

※土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）又は土壤検査報告書（要綱様式第11号）の提出者自らが採取した場合は、知事宛に作成すること。

(6) 土壤検査報告書（要綱様式第11号）記載要領（記載例P72）

記載事項	記載要領
①（報告者の）氏名及び住所	・報告者が法人である場合の主たる事務所の所在地は、原則として登記事項証明書に登記されている本店の所在地を記載すること。
②許可年月日	・当該事業の許可年月日を記載すること。
③許可番号	・当該事業の許可番号を記載すること。
④土砂等の埋立て等に使用する土砂の等の量	・土砂等の搬入予定量の総量を記載すること（小数点以下切り捨て）。 ・土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の⑨に記載した土砂等の搬入予定量の総量と一致すること。
⑤埋立て等区域の位置	・当該事業の許可書に記載の埋立て等区域の位置を記載すること。
⑥土砂等の埋立て等の期間	・当該事業の許可書に記載の土砂等の埋立て等を行う期間を記載すること。
⑦土砂等の搬入開始日	・土砂等の搬入を開始した日を記入すること。
⑧土砂等の採取場所	・「別添図面及び現場写真のとおり」と記載し、計量証明書を作成するための検査試料を採取した場所を記した図面及び採取時の写真を添付すること。
⑨土壤検査分析結果証明書	・「別添のとおり」と記載し、当該事業で使用する土砂等に係る計量証明書の計量証明書の発行番号を記載すること。
⑩管理責任者の氏名及び連絡先	・管理責任者の氏名及び連絡先を記載すること。

(7) 土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）の必要書類チェック表

目次	事項	確認欄
A	土砂等搬入届出書（要綱様式第8号）	
B－1	土砂等採取元証明書（要綱様式第9号）	
B－2	検査試料採取調書（要綱様式第10号）	
B－3	計量証明書（計量法（平成四年法律第五十一号）第百十条の二第一項の規定による証明書） ・届出日前6か月以内のものを添付すること	
B－4	検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図 ・現場写真の撮影方向を併せて明記すること	
B－5	土砂等の採取場所の現場写真	
B－6	事業に係る許可書の写し	
備考	複数の採取場所から土砂等を搬入する場合は、B－1～5については、採取場所ごとに作成し、添付すること。	

(8) 土壤検査報告書（要綱様式第11号）の必要書類チェック表

目次	事項	確認欄
A	土壤検査報告書（要綱様式第11号）	
B－1	検査試料採取調書（要綱様式第10号）	
B－2	計量証明書（計量法（平成四年法律第五十一号）第百十条の二第一項の規定による証明書） ・届出日前6か月以内のものを添付すること	
B－3	検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図 ・現場写真の撮影方向を併せて明記すること ・また、埋立て等区域を朱書きする等して明記すること。	
B－4	土砂等の採取場所の現場写真	
備考	複数の採取場所から土砂等を搬入する場合は、B－1～4については、採取場所ごとに作成し、添付すること。	

4 土砂等の搬入の届出、土壤検査の報告に係る試料の採取方法について

(1) 土砂等の搬入の届出に係る試料の採取方法について

- ・検査試料とする土砂等は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省告示第29号）第6条第3項の試料採取方法に準拠して、表層（地表から深さ5cmまでの土壌）及び深さ5～50cmまでの土壌を採取し、それぞれ同じ重量を混合してください（図1参照）。
- ・また、搬入する土砂等の量が5,000m³までごとに代表性を確保できるように離れた5点から、搬入する土砂等の状態に応じて上記のいずれかの方法で土砂等を採取し、それぞれ同じ重量を混合したものを検査試料としてください。
- ・ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、5点からの採取が難しい場合は、この限りではありません。
- ・なお、搬入する土砂等が堆積された状態である場合は、上記によらず搬入する土砂等の量が5,000m³までごとに代表性を確保できるように離れた5点から表層の土壌を採取し、それぞれ同じ重量を混合したものを検査試料としてください。

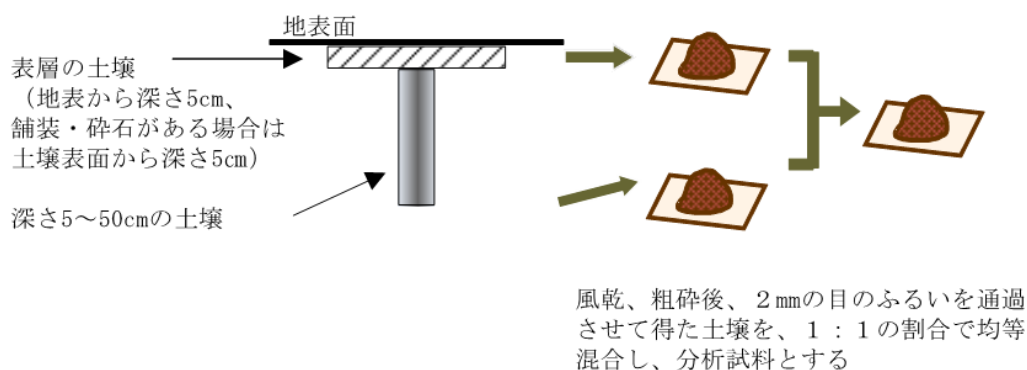


図1 採取方法のイメージ

（土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版、環境省より）

(2) 土壤検査の報告に係る試料の採取方法について

- ・検査試料とする土砂等は、土砂等の埋立て等をした区域を3,000m²以内の区域に等分し、区域ごとに5点から試料を採取し、それぞれ同じ重量を混合してください。
- ・5点の場所については、区分された区域の中央付近及び当該地点を交点に直角に交わる二直線上かつ当該地点を中心とする半径5m～10mまでの同一円上の4地点としてください（図2参照）。また、当該地点に当該区域外となる地点が含まれる場合にあっては、当該地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点で代替してください（図3参照）

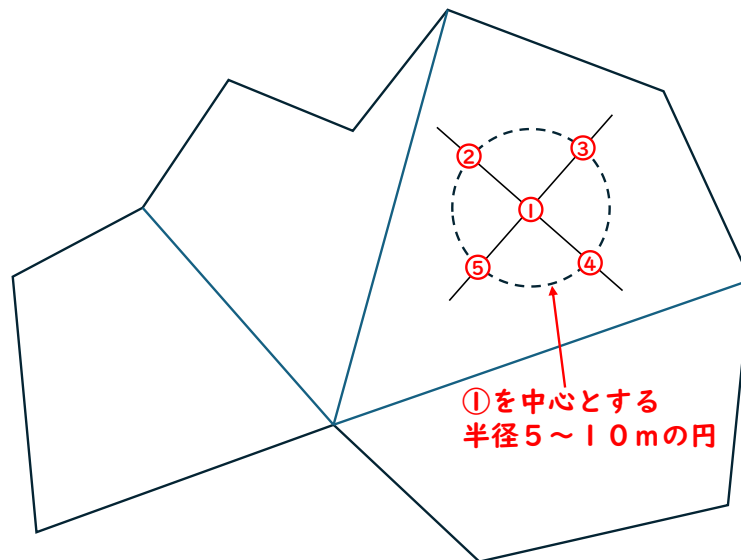


図 2 検査試料とする土砂等の採取地点設定例

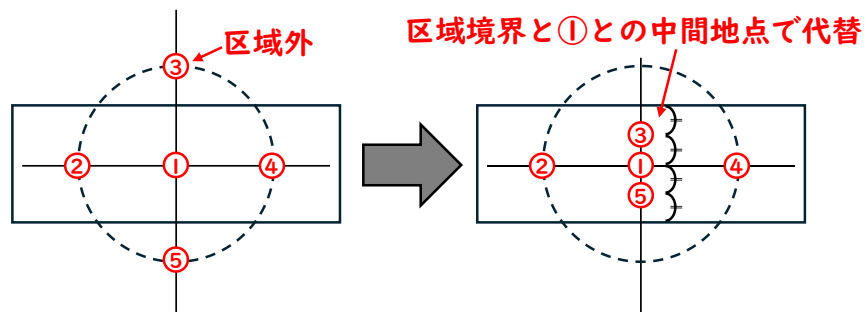


図 3 検査試料とする土砂等の採取地点設定例（区域外の地点が含まれる場合）

- ・ 検査試料の採取方法は、土壤汚染対策法施行規則第6条の試料採取方法に準拠してください（図1参照）。
- ・ なお、土砂等の埋立て等をしていない部分（検査試料採取時点で、まだ土砂等が搬入されていない部分等）は含みません。

5 土砂等の搬入の届出、土壤検査の報告に係る試料の分析方法について

- ・分析項目については、規則の別表第1及び別表第2を参照してください。
- ・分析方法については、以下のとおりです。

土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準（別表第1）	
項目	分析方法
1,4-ジオキサン	土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法
上記以外の項目	土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法※ ※土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第18号）

※検液の作成方法はいずれの場合も「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法。

（土壤汚染対策法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法でも「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法で作成するよう規定しているため）

土砂等に含まれる物質の量に関する基準（別表第2）	
項目	分析方法
銅及び 土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合の砒素	土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法
上記以外の項目	土壤汚染対策法施行規則（第6条第4項第2号）に規定する環境大臣が定める方法※ ※土壤含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第19号）

VI 条例に関する構造基準

本条例における構造基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法第１３条第１項の規定を準用します。

この場合において、同項中の用語は次のとおり読み替えてください。

読み替え前	読み替え後
宅地造成等工事規制区域内	埋立て等区域内
宅地造成等に関する工事（前条第１項ただし書	土砂等の埋立て等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第５条
政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第７条から第１９条まで並びに福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和４４年福島県規則第２１号）第１０条及び第２４条
擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第６条に規定する施設の設置その他土砂等の埋め立て等に伴う災害を防止するため必要な措置

VII 様式記載例

許可申請及び事業実施に必要な様式一覧

様式番号	名 称	関係条項
規則様式第 1 号	標識	規則第 15 条第 1 項
規則様式第 2 号 (その 1)	土砂等管理台帳	規則第 16 条第 1 項
規則様式第 2 号 (その 2)	土砂等管理台帳 (一時堆積)	規則第 16 条第 1 項
要綱様式第 1 号	土砂等の埋立て等許可申請書	規則第 7 条第 1 項
要綱様式第 2 号	誓約書	規則第 7 条第 1 項第 6 号
要綱様式第 3 号	土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書	規則第 7 条第 1 項第 19 号
要綱様式第 4 号	土砂等の埋立て等許可申請書 (一時堆積)	規則第 7 条第 3 項
要綱様式第 5 号	土砂等の埋立て等変更許可申請書	規則第 11 条第 2 項
要綱様式第 6 号	土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)	規則第 11 条第 2 項第 2 号
要綱様式第 7 号	土砂等の埋立て等変更届出書	規則第 11 条第 4 項
要綱様式第 8 号	土砂等搬入届出書	規則第 12 条第 1 項
要綱様式第 9 号	土砂等採取元証明書	規則第 12 条第 2 項
要綱様式第 9-2 号	土砂等売渡・譲渡証明書	規則第 12 条第 7 項
要綱様式第 10 号	検査資料採取調書	規則第 12 条第 3 項及び 第 14 条第 2 項
要綱様式第 11 号	土壌検査報告書	規則第 14 条第 1 項
要綱様式第 12 号	土砂等使用量報告書	規則第 17 条第 1 項
要綱様式第 13 号	土砂等の搬入量及び搬出量報告書	規則第 17 条第 2 項
要綱様式第 14 号	土砂等の埋立て等完了 (廃止) 届出書	規則第 18 条

要綱様式第 15 号	土砂等の埋立て等譲受け許可申請書	規則第 19 条第 1 項
要綱様式第 16 号	土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書 (譲受け許可)	規則第 19 条第 1 項第 2 号
要綱様式第 17 号	地位承継届出書	規則第 20 条第 1 項

規則様式第 1 号 標識

90 センチメートル以上		
90 センチ メートル 以上	福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可標識	
	許可を受けた者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
		株式会社〇〇〇〇 代表取締役 福島 花子
		住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
		福島県〇〇市●町 1 丁目 1 番 1 号
		連絡先
		--****
	許可の内容	許可年月日
		(元号) 年〇〇月〇〇日
		許可番号
		許可番号 〇〇〇
		許可をした者
		福島県知事 〇〇 〇〇
		埋立て等区域の位置
		〇〇市●町 1 丁目 2 番 3 ほか 3 筆
	土砂等の埋立て等を行う 土地の面積	
	□、□□□m ²	
	土砂等の埋立て等の期間	
	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日	
	管理責任者の氏名	
	福島 太郎	
	管理責任者の連絡先	
	--****	
埋立て等区域を 管轄する機関	名称	福島県生活環境部産業廃棄物課
	住所	福島県福島市杉妻町 2 - 1 6
	連絡先	024-521-7259

規則様式第2号（その1） 土砂等管理台帳

土砂等管理台帳

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	株式会社◎◎◎ 代表取締役 福島 花子
許可年月日	(元号)年〇〇月〇〇日
許可番号	許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置	〇〇市●町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	□、□□□㎡
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	△、△△△㎡
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日

土砂等の発生場所		土砂等を発生させた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	土砂等を発生させた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
A	△△市〇〇町□□番地	株式会社◎◎◎ 代表取締役 福島 二郎	福島県△△町1丁目1番1号
B			
C			
D			

前月までの累計の搬入量		●●㎡			
当月分		土砂等の発生場所の内訳			
日付	一日当たりの土砂等の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D
〇/〇	〇〇㎡	□□㎡	△△㎡	■ ■ ㎡	▲▲㎡
当月計	★★㎡				
累計	☆☆㎡				

要綱様式第Ⅰ号 土砂等の埋立て等許可申請書

(第Ⅰ面)

土砂等の埋立て等許可申請書

(元号) 年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住所 福島県〇〇市●町1丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 花子

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第Ⅰ2条第Ⅰ項の規定により、次のとおり申請します。

土砂等の埋立て等の目的	事業用地造成のため (土地区画整理事業として)
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市●町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積	□、□□□㎡
土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量	△△、△△△㎡
土砂等の埋立て等を行う期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
管理責任者の氏名	福島 太郎
土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置計画	別添のとおり
土砂等の搬入に関する計画	別紙のとおり
土砂等の埋立て等の施行に関する計画	別紙のとおり

注 Ⅰ 土砂等の埋立て等の施行に関する計画には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容を含めること。

Ⅱ 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

誓 約 書

☐私

☒当社

は、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第13条第1号アからケに該当しないことを誓約します。

福島県知事 ○○ ○○ 様

(元号) 年○○月○○日

住所 福島県○○市●町1丁目1番1号

氏名 株式会社○○○

代表取締役 福島 花子

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

要綱様式第3号 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

福島県土砂等の埋立て等の許可に関する条例第9条の規定による土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする者（株式会社〇〇〇）の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）
〇〇市●●町1丁目2番3	△△△△△	□、□□□m ²

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 土砂等の埋立て等の目的
- 3 埋立て等区域の位置
- 4 土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 5 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量
- 6 土砂等の埋立て等を行う期間
- 7 管理責任者の氏名
- 8 土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の埋立て等の施行に関する計画

※ 土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合は、上記1から4まで、7及び8のほか、以下の事項が必要です。

- 9 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 住所 福島県〇〇市●町1丁目1番1号

氏名 福島 太郎 (印)

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

注 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

要綱様式第7号 土砂等の埋立て等変更届出書

土砂等の埋立て等変更届出書

(元号) 年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住所 福島県〇〇市●町1丁目1番1号

氏名 株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 花子

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日		(元号) 年〇〇月〇〇日
許可番号		許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置		地番 〇〇市●町1丁目2番3 ほか3筆
変更の内容	変更前	土砂等の埋立て等を行う期間 令和〇年6月1日～ 令和〇年12月31日
	変更後	土砂等の埋立て等を行う期間 令和〇年6月1日～ 令和〇年11月30日
変更の理由		土砂等の埋立て等を行う期間が短縮したため。

注 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

要綱様式第8号 土砂等搬入届出書（工事現場から搬入する場合）

土砂等搬入届出書

（元号）年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 福島県〇〇市●町1丁目1番1号

氏 名 株式会社◎◎◎

代表取締役 福島 花子

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例等の許可を受けた事業に対する土砂等の搬入について、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第1項（第18条第1項、第20条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日	（元号）年〇〇月〇〇日
許可番号	許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置	〇〇市●町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年□□月□□日
事業に係る区分	土地の埋立て等・宅地造成・特定盛土等・土石の一時堆積
搬入する土砂等の採取場所並びに採取元事業者名及び連絡先	採 取 場 所：△△市〇〇町□□番地 採取元事業者名：株式会社◎◎◎ 代表取締役 福島 二郎 電 話 番 号：024-521-XXXX ※法人にあっては、名称及び代表者の氏名
土砂等の採取場所の工事名等	〇〇地区開発工事
土砂等の搬入予定量 （5,000 m ³ 以内）	6,000 m ³ のうち今回の搬入量 5,000 m ³
土砂等の搬入予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年□□月△△日
土砂等の運搬事業者名及び住所（すべて記載のこと。）	△△市〇〇町☆☆番地 代表取締役 杉妻 太郎 ※法人にあっては、名称及び代表者の氏名
管理責任者の氏名及び連絡先	阿武隈 三郎 024-521-XXXX

注 「検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真」及び「事業に係る許可書の写し」を添付すること。

担当課使用欄

届出書通し番号

--

要綱様式第8号 土砂等搬入届出書（再生土・改良土を使用する場合）

土砂等搬入届出書

（元号）年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 福島県〇〇市●町1丁目1番1号

氏 名 株式会社◎◎◎

代表取締役 福島 花子

〔 法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例等の許可を受けた事業に対する土砂等の搬入について、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第16条第1項（第18条第1項、第20条第1項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日	（元号）年〇〇月〇〇日
許可番号	許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置	〇〇市●町1丁目2番3 ほか3筆
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年□□月□□日
事業に係る区分	土地の埋立て等・宅地造成・特定盛土等・土石の一時堆積
搬入する土砂等の採取場所並びに採取元事業者名及び連絡先	採取場所：△△市〇〇町□□番地 採取元事業者名：株式会社◎◎◎ 代表取締役 福島 二郎 電話番号：024-521-XXXX ※法人にあっては、名称及び代表者の氏名 ※再生土・改良土の製造場所を記載する
土砂等の採取場所の工事名等	◎◎リサイクルセンター ※再生土・改良土の製造場所の名称を記載する
土砂等の搬入予定量 （5,000 m ³ 以内）	6,000 m ³ のうち今回の搬入量 5,000 m ³
土砂等の搬入予定期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年□□月△△日
土砂等の運搬事業者名及び住所（すべて記載のこと。）	△△市〇〇町☆☆番地 代表取締役 杉妻 太郎 ※法人にあっては、名称及び代表者の氏名
管理責任者の氏名及び連絡先	阿武隈 三郎 024-521-XXXX

注 「検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真」及び「事業に係る許可書の写し」を添付すること。

担当課使用欄

届出書通し番号

要綱様式第9号 土砂等採取元証明書

土砂等採取元証明書

(元号) 年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 花子 様

採取元事業者

住 所 福島県〇〇市●町1丁目1番1号

氏 名 株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 二郎

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

工事等から採取する土砂等について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取元工事等施工場所	△△市〇〇町□□番地
採取元工事等発注者及び 連絡先	〇〇株式会社 024-123-XXXX
採取元工事等名称	〇〇地区開発工事
採取元工事等に係る土砂等採 取総量	6,000 m ³ (うち搬出契約量 5,000 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	5,000 m ³ (5,000 m ³ 以内)
採取元工事等施工期間	〇〇年〇×月××日 ~ 〇〇年△△月□□日
採取土砂等の土壌分析結果証 明書	別紙計量証明書のとおり
採取土砂等の区分 (該当するものに○)	(第一種) ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 第四種) 建設発生土
現場責任者の氏名及び連絡先	株式会社〇〇〇 杉妻 四郎 024-521-XXXX

注 採取土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分に基づき、該当するものに○をつけること。

要綱様式第 9-2 号 土砂等売渡・譲渡証明書

土砂等売渡・譲渡証明書

(元号) 年〇〇月〇〇日

事業者名

様

売渡・譲渡元事業者

住 所 福島県〇〇市△△町 1 2 3

氏 名 株式会社〇〇土木

代表取締役 吾妻 五郎

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

貴社が土砂等の埋立て等に使用する土砂は、砕石法又は砂利採取法等に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所所在地	福島県〇〇市△△町 4 5 6
採取計画認可番号	認可番号 〇〇〇
認可期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
認可採取量	砂利 10,000m ³
埋立て等区域の位置	〇〇市●町 1 丁目 2 番 3 ほか 3 筆 ※様式第 8 号と一致すること
売渡し又は譲渡しの土量	6,000m ³ ※様式第 9 号の採取元工事等に係る土砂等採取総量と一致すること
売渡し又は譲渡しの期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月△△日

要綱様式第 10 号 検査試料採取調書

検査試料採取調書

(元号) 年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 花子 様

採取者

住 所 福島県〇〇市△△町 7 8 9

氏 名 株式会社□□分析

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

別添土壤分析に係る計量証明書の検査試料を次のとおり採取しました。

計量証明書の発行番号等	123456789
報告区分 (該当するものに○)	☒ 搬入 ・ 定期 ・ 廃止 ・ 完了
採取年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
採取日の天候	晴れ
土砂等の採取場所	〇〇地区開発工事 (△△市〇〇町□□番地) 又は ◎◎リサイクルセンター (△△市〇〇町□□番地) 又は 許可番号 〇〇〇に係る埋立て等区域その 1 ~ その 3
担当者の氏名及び連絡先	磐梯 六郎 024-521-XXXX

要綱様式第 11 号 土壤検査報告書

土壤検査報告書

(元号) 年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

報告者

住 所 福島県〇〇市●町 1 丁目 1 番 1 号

氏 名 株式会社◎◎◎

代表取締役 福島 花子

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 17 条第 1 項（第 17 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 19 条第 2 項、第 21 条第 1 項、第 21 条第 2 項）の規定に基づき実施した土壤検査の結果を次のとおり報告します。

許可年月日	(元号) 年〇〇月〇〇日
許可番号	許可番号 〇〇〇
土砂等の埋立て等に使用する 土砂等の量	6, 000 m ³
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市●町 1 丁目 2 番 3 ほか 3 筆
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年□□月□□日
土砂等の搬入開始日	〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等の採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
土壤検査分析結果証明書	別添のとおり
管理責任者の氏名及び連絡先	阿武隈 三郎 024-521-XXXX

要綱様式第 12 号 土砂等使用量報告書

土砂等使用量報告書

(元号) 年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住所 福島県〇〇市●町 1 丁目 1 番 1 号

氏名 株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 花子

〔法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日	(元号) 年〇〇月〇〇日
許可番号	許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市●町 1 丁目 2 番 3 ほか 3 筆
土砂等の埋立て等を行う土地 の面積	□、□□□ m ²
土砂等の埋立て等に使用する 土砂等の量	△、△△△ m ³
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
報告に係る期間	△△年△△月△△日 ～ △△年△△月△△日
報告に係る期間の前日までに 使用された土砂等の量の累計	●● m ³
報告に係る期間中に使用され た土砂等の量	〇〇 m ³
報告に係る期間を経過した時 点までに使用された土砂等の 量の累計	☆☆ m ³

注 土砂等管理台帳の写しを添付すること。

要綱様式第 14 号 土砂等の埋立て等完了（廃止）届出書

土砂等の埋立て等完了（廃止）届出書

（元号）年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住所 福島県〇〇市●町 1 丁目 1 番 1 号

氏名 株式会社〇〇〇

代表取締役 福島 花子

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

完了・廃止の別	完了・廃止
許可年月日	（元号）年〇〇月〇〇日
許可番号	許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市●町 1 丁目 2 番 3 ほか 3 筆
土砂等の埋立て等を行った土地の面積	□、□□□ m ²
土砂等の埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等の埋立て等を完了（廃止）した年月日	△△年△△月△△日
土砂等の埋立て等を行った土地及び土砂等の堆積の形状	別紙のとおり
土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	別紙のとおり

注 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。

要綱様式第 17 号 地位承継届出書

(第 1 面)
地位承継届出書

(元号) 年〇〇月〇〇日

福島県知事 〇〇 〇〇 様

住所 福島県〇〇市●町 1 丁目 1 番 1 号

氏名 株式会社□□□

代表取締役 福島 三郎

法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 27 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	株式会社◎◎◎ 代表取締役 福島 花子
許可を受けた者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	福島県〇〇市●町 1 丁目 1 番 1 号
承継した事業の許可年月日	(元号) 年〇〇月〇〇日
承継した事業の許可番号	許可番号 〇〇〇
埋立て等区域の位置	地番 〇〇市●町 1 丁目 2 番 3 ほか 3 筆
土砂等の埋立て等を行う土地の面積 (既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)	□、□□□ m ²
管理責任者の氏名	福島 四郎
承継の理由	合併のため

注 記入内容が多い場合は、記入内容を記載した別紙を添付すること。